

# 管 内 概 況

令和 5 年版



国土交通省  
九州運輸局 福岡運輸支局

# 目 次

<b>I 福岡県の概況</b>	
1 地勢	1
2 福岡県の人口	1
3 福岡県の交通インフラ整備	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2
<b>II 管内の業務別概況</b>	
1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み	3
・福岡県における倉庫の概況	5
・旅客輸送の概況	6
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況	7
・貸切バスの概況	8
・レンタカーの概況	8
・タクシー輸送の概況	9
・トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会	12
・貨物事業の概況	12
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	14
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	17
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	25
・自動車整備事業の概況	26
・自動車の事故・公害関係の概況	27
・街頭検査の実施状況	28
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	29
・船舶関連事業の概況	33
・船舶登録の概況	34
・モーターボート競走の概況	35
・船舶検査業務の概況	36
・船員関係業務の概況	36
・船員労働安全衛生関係業務の概況	37
・船員派遣事業の概況	37
・船員職業安定関係業務の概況	38
・海技資格及び水先関係業務の概況	38
・運航労務監理官関係業務の概況	39
・外国船舶監督業務の概況	40
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	41
<b>III 運輸支局等の概況</b>	
1 沿革	
・福岡運輸支局等の沿革	44
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	45
・若松海事事務所の沿革	46
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	47
3 管轄区域	48

## 1. 地勢

福岡県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、三郡山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。

九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。

中国、韓国など近隣諸国的主要都市から 1,000km 以内の位置にあり、福岡－東京間の距離は、福岡－上海間の距離とほぼ同距離です。

福岡県の総面積は、約 49 万9千 ha で、全国の 1.3%、九州・沖縄の 11.2%を占めています。(令和5年度)

## 2. 福岡県の人口

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、令和6年2月1日現在510万2,121人です。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村(令和5年4月1日現在)は地理的、歴史的、経済的、社会的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

## 3. 福岡県の交通インフラ整備

### (1)道 路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。

なお、国道201号八木山バイパスの篠栗IC～筑穂IC間の4車線化に向けた整備がされており、令和6年度に供用開始が予定されています。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道が、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通(平成28年4月)しました。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されており、福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線(福岡高速5号線)が平成24年7月に全線開通し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されています。令和3年3月27日には平成28年度から整備が進んでいた福岡高速6号線(アイランドシティ線)が開通しました。

また、令和3年6月に令和3年度を計画初年度として(1)広域道路ネットワーク計画、(2)交通・防災拠点計画、(3)ICT交通マネジメント計画からなる「新広域道路交通計画」が策定されています。

### (2)鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されているほか、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業しました。西九州ルートについては、平成24年6月に武雄温泉～長崎間を一連的な事業として工事実施計画が認可され、令和4年9月23日に開業しました。

JR線は、国道3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、その外、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。

「平成29年7月九州北部豪雨」により被災した日田彦山線添田駅～夜明～日田駅間について、BRT(バス高速輸送システム)(愛称:BRTひこぼしライン)が令和5年8月28日に開業しました。

民鉄線としては、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、及び福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州(黒崎)から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されており、地下鉄七隈線は令和5年3月27日より天神南駅から博多駅まで延伸開業しました。

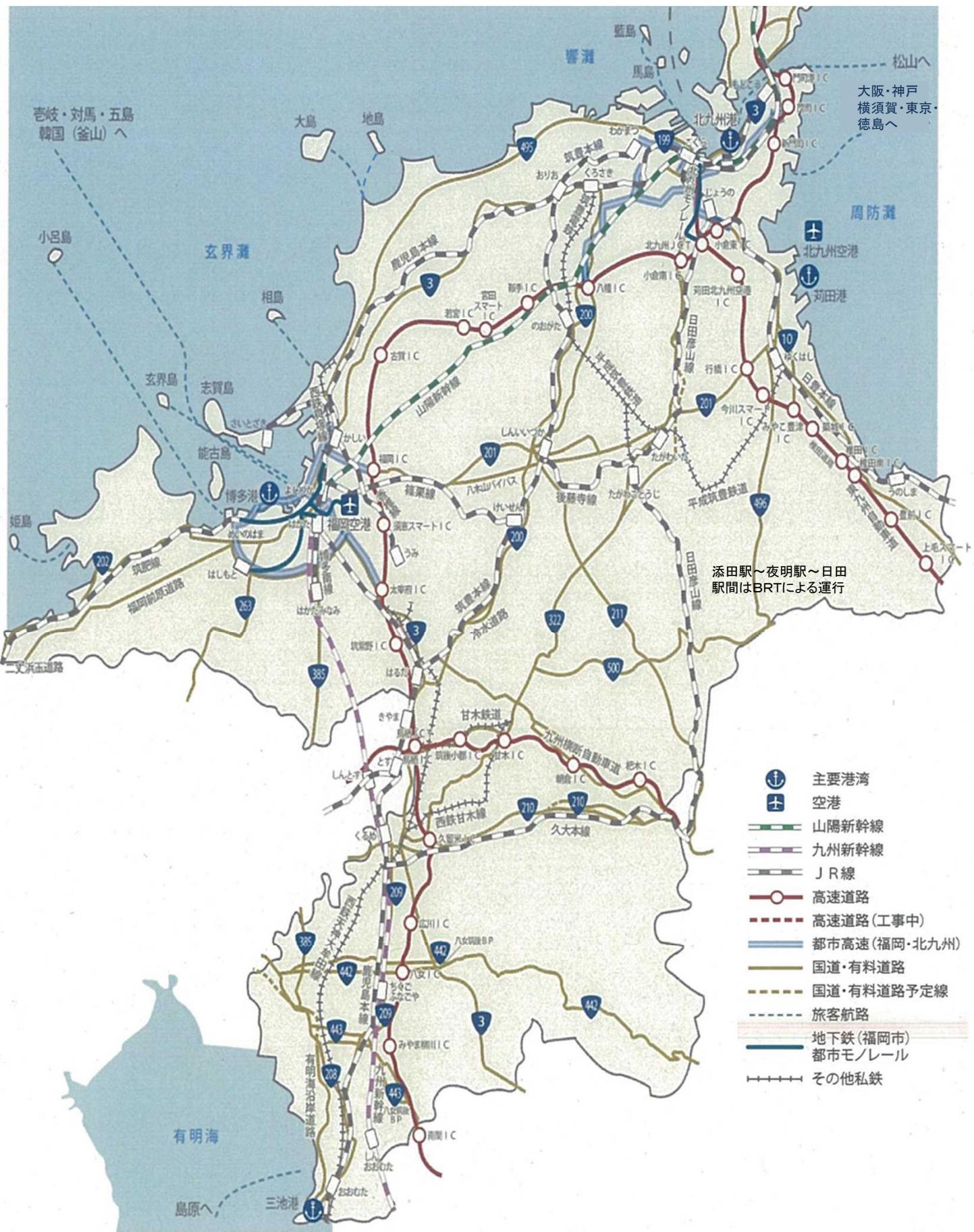
### (3)港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港にはアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、北九州空港と福岡空港があり、北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備されています。

福岡空港については国内線側の平行誘導路二重化事業が令和2年1月に完了し、現在は、令和7年3月31日の供用開始に向けて滑走路増設事業が実施されています。

## 福岡県における主要交通網の概況



## 福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み

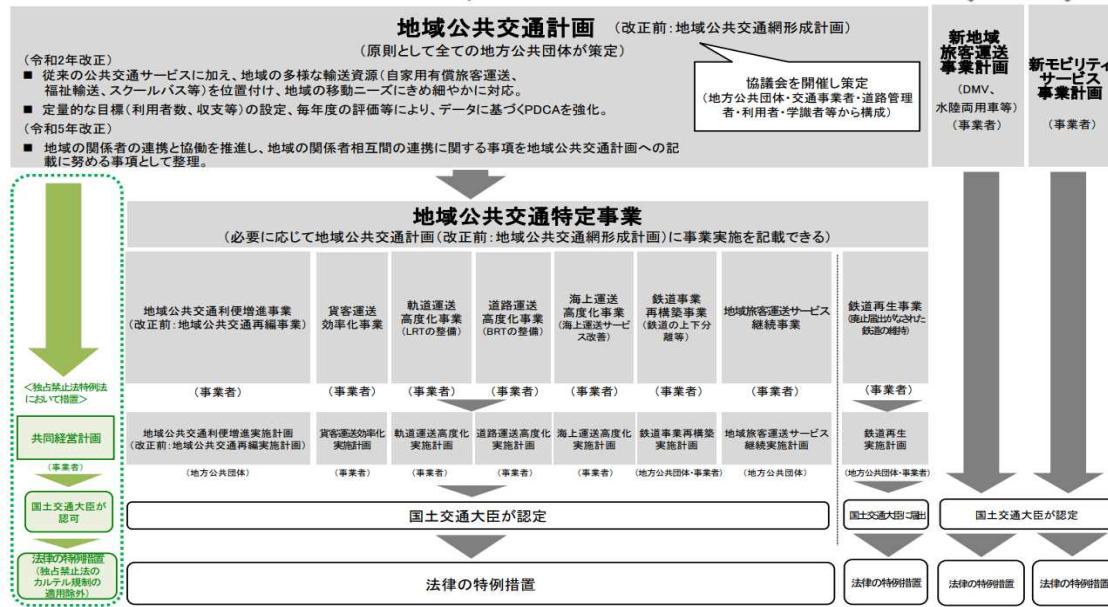
## 企画調整担当

## 1. 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

現在、多くの地域で人口減少や地域公共交通を担う運転者不足の深刻化、ライフスタイルの変更等に伴い、地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。このような状況を踏まえ、令和2年に地域交通法が改正され、全ての地方公共団体において地域交通に関するマスター・プランとなる地域公共交通計画の作成が努力義務化となり、地域の多様な輸送資源を活用して移動ニーズに対応する仕組みづくりが行われました。また、令和5年の地域交通法改正では官民間、交通事業者間、交通・他分野間における地域の多様な関係者との「共創」を通じて、利便性・持続可能性・生産性が向上するよう「地域の関係者相互間の連携に関する事項」を地域公共交通計画への記載に努める事項として追加されました。

## 【地域交通法に基づく計画制度の体系】

## 基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）



## 2. 地域公共交通計画の作成状況一覧

- 令和5年12月末時点で、901件の地域公共交通計画が作成。

令和5年7月末時点で、424自治体が地域公共交通計画及び立地適正化計画を両方作成。(※立地適正化計画作成都市数:527)

- 令和5年12月末時点で、89件の特定事業実施計画について国土交通大臣が認定。

## 地域公共交通確保維持改善事業（令和5年度補正:279億円 令和6年度:208億円）

## 1. 地域公共交通のリ・デザインの加速化

## ● 共創・MaaSプロジェクト

- ・AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ・農業・商業・環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
- ・エビリティ「人材」（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

A 中小都市など

B 地方中心都市など

C 大都市など

## ● ローカル鉄道の再構築支援

- ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



自動運転バスの運行

## ● 自動運転社会実装推進事業

- 2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援

## 2. バス・タクシー等公共交通事業者的人手不足対策

## ● 旅客運送事業者的人材確保

- ・2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行なう取組を支援
- ・女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

## ● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

- 地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保の取組に対して支援
- ・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入等

## 3. 既存の地域交通に対する支援

- ・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化

- ・公共交通におけるパリアフリー整備
- ・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進

## 地域鉄道の安全対策（令和5年度補正:66億円の内数 令和6年度:45億円の内数）

・地域鉄道における安全性向上に資する設備整備を支援

## 訪日外国人受入環境整備（交通）（令和5年度補正:244億円の内数 令和6年度:14億円の内数（一般財源）、5億円（旅客税財源））

公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及、パリアフリー化の推進等に関する個別の取組に対して支援

- ・車両の人型化や荷物スペースの設置、観光車両の導入・改良
- ・多言語対応のデジタルサイネージ、デジタルを活用した混雑状況の可視化 等



## 社会資本整備総合交付金（地域公共交通関連）

（令和5年度補正:542億円の内数 令和6年度:5,065億円の内数）

- ・バス停留所や鉄道施設等の施設・設備に対する支援

## 財政投融資（令和6年度:102億円）

- ・バス・タクシー・鉄道等のDX・GX投資に対する出融資

## 先進車両導入支援事業

（令和6年度:6億円）

- ・鉄道・バスに係るEV車両等の先進的な車両導入・改良を支援

## 4. 観光庁（令和5年度補正予算）

（約 689 億円）



訪日外国人旅行消費額5兆円という目標を早期に達成するため、インバウンドの地方への誘客や観光地の再生・高付加価値化等により消費額拡大を一層強力に推進するとともに、喫緊の課題であるオーバーツーリズムの未然防止・抑制や人材不足対応等の受入環境整備を早急に実施する。

## 地方誘客促進によるインバウンド拡大【約184億円】

- 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質の向上  
文化、自然、食、スポーツ等を早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の活用と組み合わせ、特別な体験や期間限定の取組を創出



立入禁止区域特別ツアー

貸切・特別展

## ● 地域観光新発見事業

- 全国津々浦々に埋もれる観光資源を掘り起こし地方誘客を強力に推進



## ● 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり

- 全国11モデル地域において、高付加価値旅行者を惹きつけるコンテンツの創出等を加速



## ● 海外ビジネス客の訪日促進

- 企業のミーティング・インセンティブ旅行向けコンテンツの開発等を全国各地で実施

※上記に加え、クルーズ船の寄港地観光ツアー造成支援等を実施

## 地域一体となつた観光地・観光産業の再生・高付加価値化【約200億円】

地域一体となつた面的な宿泊施設の改修、廃屋撤去等による観光地の再生・高付加価値化を引き続き推進

※令和4年度第2次補正予算における国庫債務負担行為の歳出化予算

## オーバーツーリズムの未然防止・抑制・受入環境整備による持続可能な観光推進【約305億円】

- オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光の推進  
受入環境の整備・増強、需要の適切な管理、需要の分散・平準化、マナー違反行為の防止・抑制、地域住民と協働した観光振興に取り組む地域（先駆モデルとなる全国約20地域等）を支援



## ● 観光地・観光産業における人材不足対策

- 人材活用に向けた設備投資・セミナー等を支援

## ● 公共交通の対応力増強

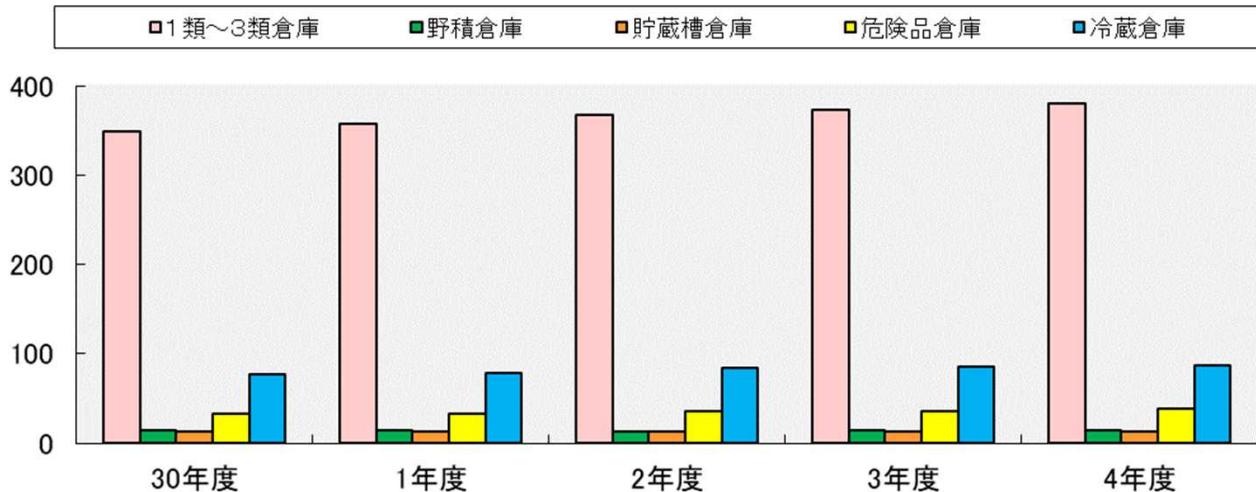
- 車両の大型化・デジタルを活用した混雑状況の可視化



※上記に加え、観光施設等の危機管理対応能力の強化、宿泊施設における省エネ設備導入支援、空港におけるスマートレーンの整備支援 等を実施

県内の令和4年度末の事業者数は、普通倉庫447社、冷蔵倉庫87社で、それぞれ前年度比約103%、約102%となっている。庫腹量は、1～3類倉庫3,492千m<sup>3</sup>、野積倉庫232千m<sup>3</sup>、貯蔵槽倉庫626千m<sup>3</sup>、危険品倉庫132千m<sup>3</sup>、冷蔵倉庫2,891千m<sup>3</sup>であり、九州管内における県内庫腹量のシェアは1～3類倉庫は約6割、冷蔵倉庫は約5割となっている。

## 1. 福岡県事業者数



	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	前年度比
1類～3類倉庫	349	357	368	373	380	101.88%
野積倉庫	15	15	13	14	15	107.14%
貯蔵槽倉庫	13	13	13	13	13	100.00%
危険品倉庫	33	33	36	36	39	108.33%
冷蔵倉庫	77	79	84	85	87	102.35%

(単位:千m<sup>3</sup>)

	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
1類～3類倉庫	2,992	3,104	3,236	3,287	3,492	61.04%	5,721
野積倉庫	276	276	227	231	232	31.87%	728
貯蔵槽倉庫	627	627	626	626	626	30.69%	2,040
危険品倉庫	127	128	128	128	132	37.29%	354

(単位:千m<sup>3</sup>)

	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
冷蔵倉庫	2,553	2,642	2,817	2,911	2,891	49.90%	5,794

## 3. 保管実績

### (1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位:千トン)

	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
農水産品	1,674	1,836	1,703	1,602	1,513	24.95%	6,063
金属	848	844	711	1,045	944	20.76%	4,548
金属製品機械	1,323	1,486	1,576	1,294	1,427	73.10%	1,952
窯業品	45	77	70	75	64	70.33%	91
化学工業品	1,727	2,060	1,443	1,295	1,234	38.31%	3,221
紙・パルプ	1,315	606	555	563	581	52.11%	1,115
繊維工業品	194	52	58	46	34	66.67%	51
食料工業品	2,168	2,629	2,814	2,505	2,624	51.35%	5,110
雑工業品	762	986	1,392	1,203	1,290	76.20%	1,693
雑品	4,499	4,560	4,980	4,461	4,443	42.06%	10,563

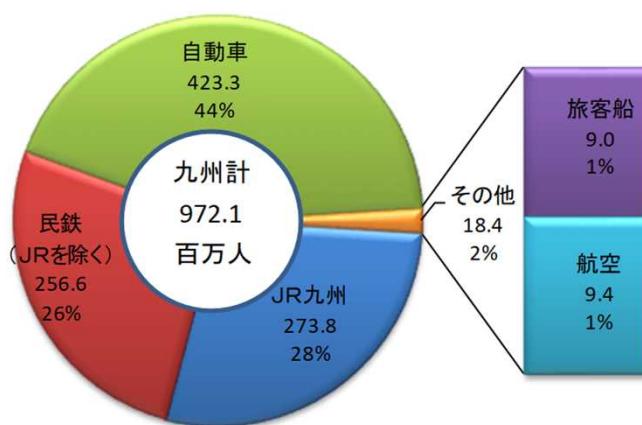
### (2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位:千トン)

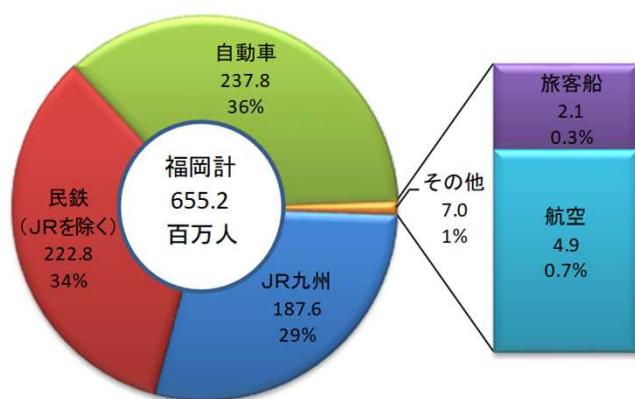
	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度 (A)	(A/B)	九州管内(B)
生鮮水産品	16	17	16	19	19	61.29%	31
冷凍水産品	182	168	166	260	160	30.71%	521
塩干水産品	52	47	42	45	41	54.67%	75
水産加工品	40	40	48	48	44	57.89%	76
畜産品	161	152	135	136	136	31.55%	431
畜産加工品	126	119	111	114	119	42.65%	279
農産品	72	68	58	62	63	33.51%	188
農産加工品	125	134	92	119	123	59.71%	206
冷凍食品	480	512	587	607	649	70.47%	921
その他	97	92	73	80	78	45.88%	170

## 1. 輸送機関別旅客流動人員比率

(九州管内)

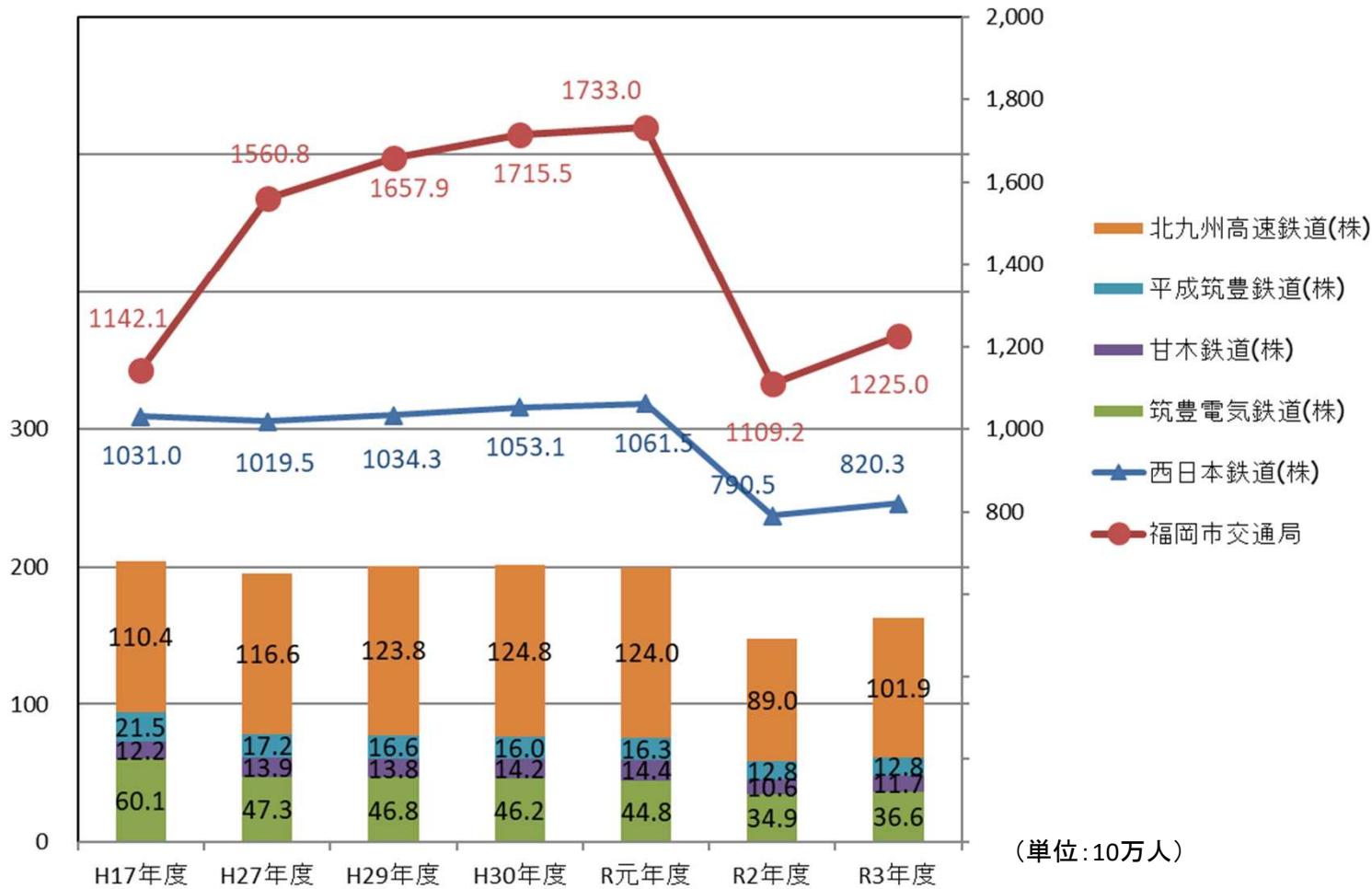


(福岡県内)



資料:国土交通省旅客地域流動調査(令和3年度)

## 2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)



(注)甘木鉄道は、佐賀県分も含む

資料:「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

県内に本社を置く乗合バス事業者(主に、コミュニティバスのみの運行をする乗合バス事業者は除く)は15社で、車両数2,549両を保有し、令和4年度には211,247千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、モータリゼーションの進展等により減少傾向にあったが、令和2年度以降は新型コロナウィルス感染症の影響により大きく減少し、その後コロナ前までの水準まで戻っていない。

近年においては、運転手不足の問題も顕著であり、運転手不足を要因とした減便やバス路線の廃止が進んでいる。地域公共交通確保のため、地方公共団体は、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入を進めており、最近では「のるーと」などのAIオンデマンドバスの導入も行われている。

## 1. 乗合バス輸送数量等の推移

(令和5年3月末現在 (令和4年度))

年度別	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
	(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
H12年度	3,316	8,026	295,353	183,510	63,694,791
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H27年度	2,978	15,350	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	15,768	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	16,054	275,056	151,328	55,943,815
H30年度	2,859	16,133	272,541	149,152	57,535,603
R1年度	2,823	14,371	269,139	142,250	53,387,025
R2年度	2,657	14,969	203,714	121,836	35,754,917
R3年度	2,586	14,246	201,101	113,600	38,201,763
R4年度	2,549	14,196	211,247	115,593	43,412,214

## 2. 県内事業者の概況

(令和5年3月末現在 (令和4年度))

事業者名	所在地	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ
		(両)	(km)	(千人)	(千キロ)
北九州市	北九州市	83	195	3,820	2,572
西日本鉄道(株)	福岡市	1,561	5,020	151,004	72,876
堀川バス(株)	八女市	35	172	517	1,155
JR九州バス(株)	福岡市	67	1,117	1,267	4,118
九州急行バス(株)	福岡市	40	173	533	4,055
(株)甘木観光バス	朝倉市	12	43	165	379
西鉄バス久留米(株)	久留米市	84	383	4,518	4,277
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	28	283	1,257	1,108
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	63	266	2,098	2,930
西鉄バス宗像(株)	宗像市	27	227	1,388	1,230
西鉄バス二日市(株)	筑紫野市	64	221	3,229	2,321
西鉄バス北九州(株)	北九州市	464	716	41,411	17,449
(株)ロイヤルバス	福岡市	9	1,743	31	717
(株)天領バス	福岡市	6	3,588	8	368
福岡観光バス(株)	北九州市	6	50	1	40

## 県外事業者の概況

○ 昭和自動車(株)  
(本社 佐賀県唐津市)  
配置車両数 (県内)  
(乗合) 73両  
(貸切) 24両

○ 西鉄バス佐賀(株)  
(本社 佐賀県佐賀市)  
県内に営業所はなく、佐賀市を  
拠点として久留米市、小郡市を運行

志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円  
の路線と唐津～博多間の運行

## 貸切バスの概況

輸送担当

管内の貸切バス事業者は、119者(令和4年度末現在)であり、保有車両数は昭和55年の642両から年々増加傾向であったが、令和元年度からは新型コロナウイルスの影響等により大幅に減少したものの、令和4年度はインバウンド需要の増加を背景に1,617両へと増加している。

なお、貸切バス事業では、平成12年2月に需給調整規制の廃止と免許制から許可制への移行が盛り込まれた改正道路運送法により規制緩和が行われ、訪日観光客によるインバウンド需要も相まって、供給量は大幅に増加した。そのような中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止、安全コストを収受するための新たな運賃制度や許可更新制の導入、貸切バス適正化センターの立ち上げ等、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための施策を実施しているところである。

### 貸切バス車両数の推移

	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
事業者数	13	36	57	114	129	127	134	128	125	128	123	119	119
車両数	642	850	1,144	1,430	1,559	1,865	2,068	2,169	2,170	1,972	1,720	1,551	1,617

※事業者数は、県内に営業所を有する事業者で県外本社の事業者を除いている。  
事業者数には休止事業者及び限定(会葬者)は含まない。

## レンタカーの概況

輸送担当

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行われている。

### レンタカー事業者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
事業者数	732	797	858	949	1,048	1,159	1,250	1,395	1,503

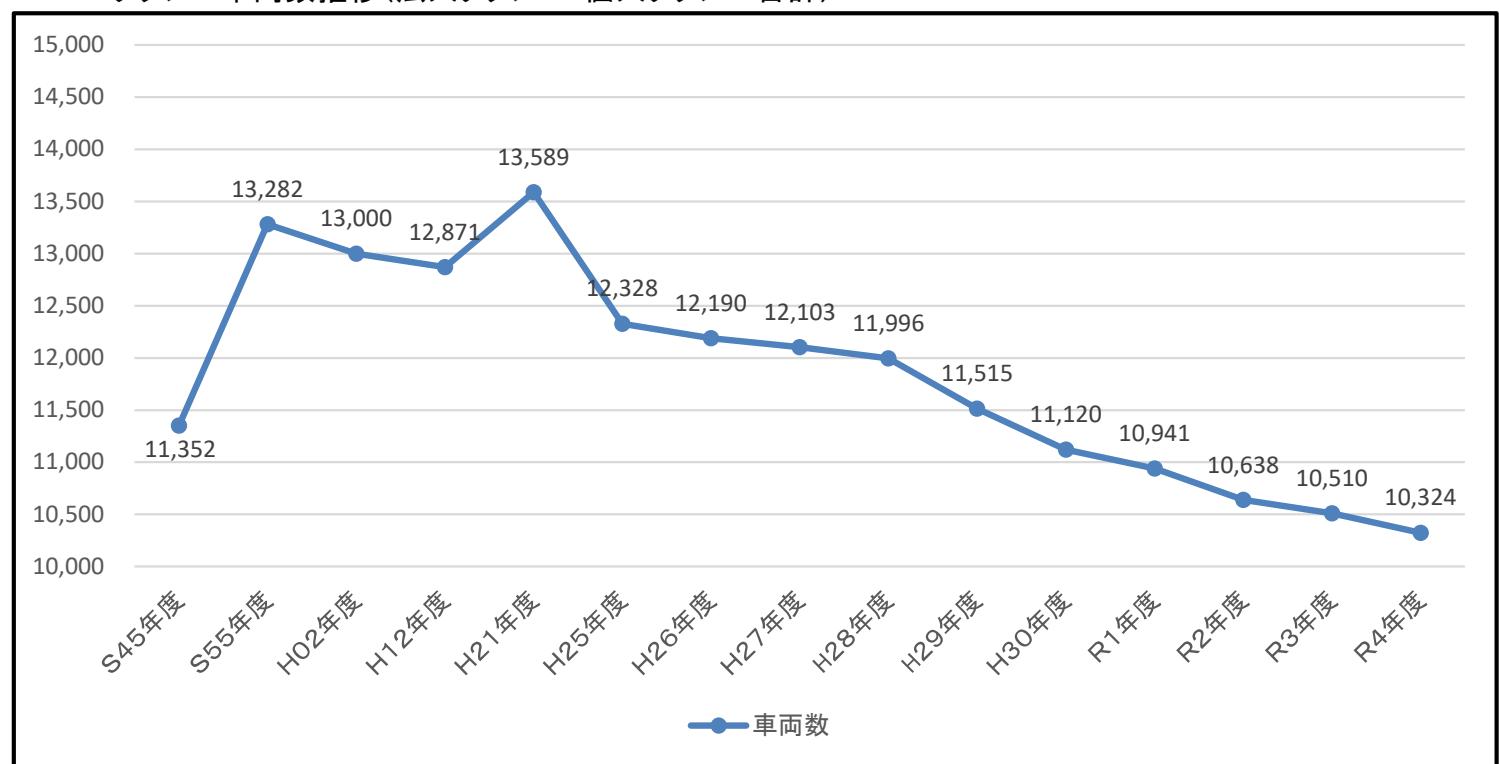
県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数247者(昨年度比4者減)、個人タクシー事業者数1,673者(昨年度比110者減)、福祉専業事業者数254者(昨年度比22者増)となっている。一般タクシー車両数は、法人タクシー事業者が8,651両(昨年度比76両減)、個人タクシー1,673両(昨年度比110両減)の合計10,324両(昨年度比186両減)となっており、ピークであった平成21年度から令和4年度までの間に法人タクシー車両数は2,403両減少し、個人タクシーは862両減少している。県内福祉車両数については、法人タクシー事業者の持つ112両に加え福祉専業事業者384両で計496両となっている。

タクシー事業では、長期的な需要減少により収益基盤の悪化や労働条件の悪化等の諸問題が顕著となつたことから、平成21年10月1日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行(平成25年11月27日改正)され、平成26年4月1日に「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「久留米市」が特定地域に、「筑豊交通圏」・「大牟田市」が準特定地域に指定され、各地域でタクシー事業に関する諸問題解決のための地域計画を策定し、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入やキャッシュレス化など、様々な適正化・活性化の取組が行われている。

なお、「大牟田市」は平成30年10月1日に準特定地域の指定が解除されたが、令和2年10月1日に再び準特定地域に指定されている。また、「久留米市」は令和2年4月1日に、「北九州交通圏」は令和3年8月1日に、「福岡交通圏」は令和3年11月1日に、それぞれ特定地域から準特定地域に指定が変更されている。

※事業者数には休止事業者数も含んでいます。

## 1. タクシー車両数推移(法人タクシー・個人タクシー合計)



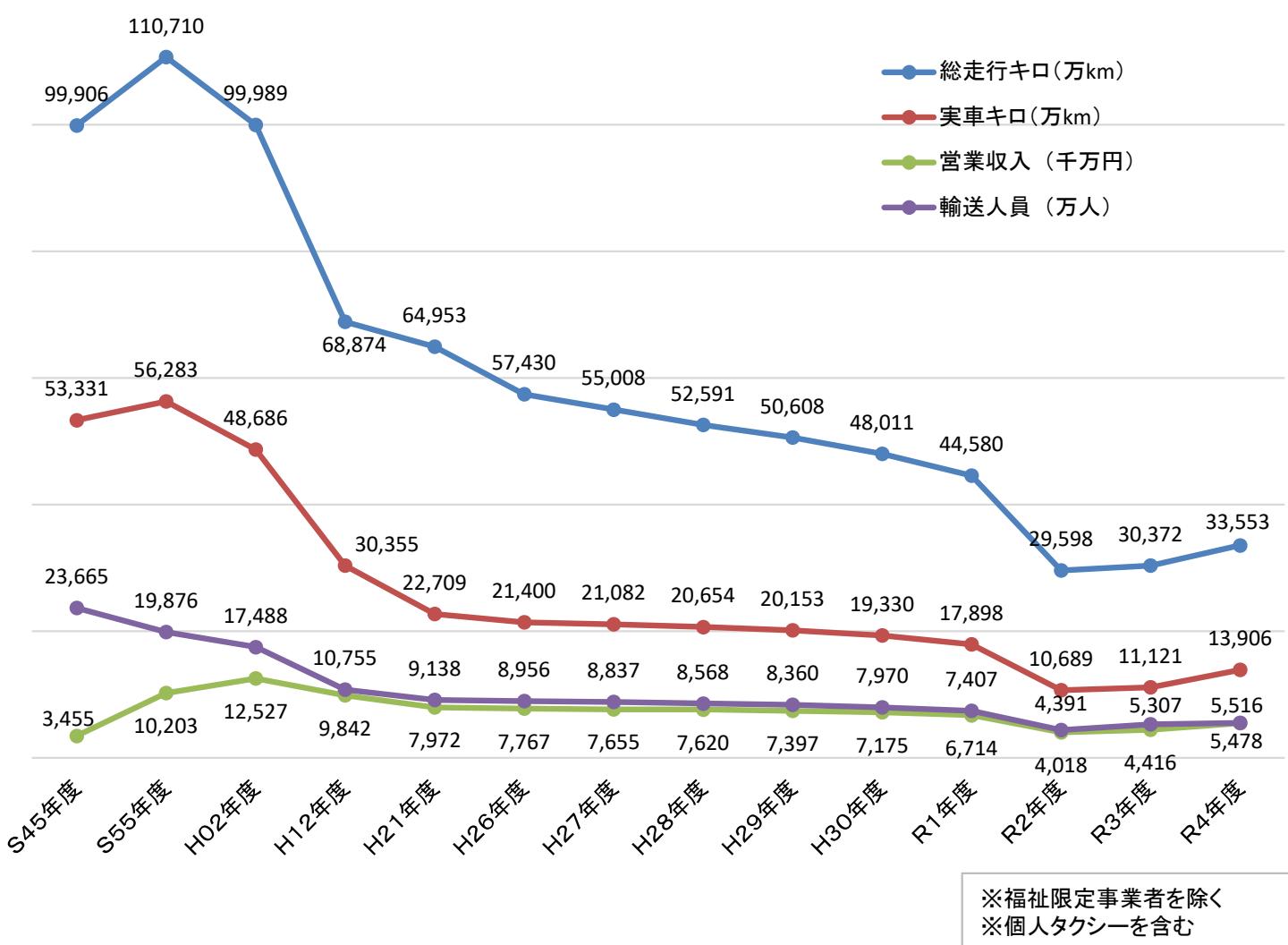
※福祉車両を除く。

## 2. タクシー事業者数推移

年度別	S45年度	S55年度	H02年度	H12年度	H21年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
個人タクシー事業者数	1,354	2,896	2,857	2,753	2,535	2,293	2,200	2,145	2,071	2,019	1,976	1,912	1,843	1,783	1,673
法人タクシー事業者数	334	343	344	309	305	295	293	291	287	287	275	269	256	251	247

※福祉車両を除く。

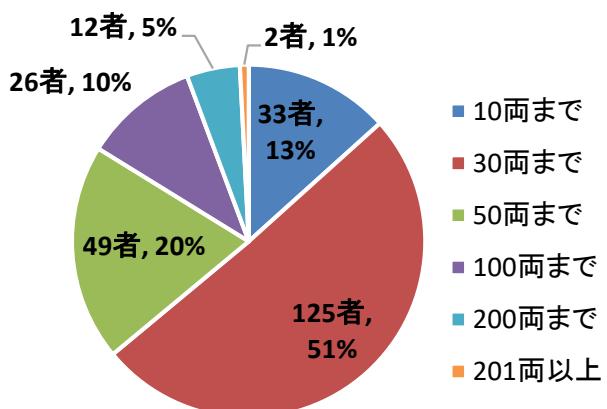
### 3. タクシー輸送実績の推移



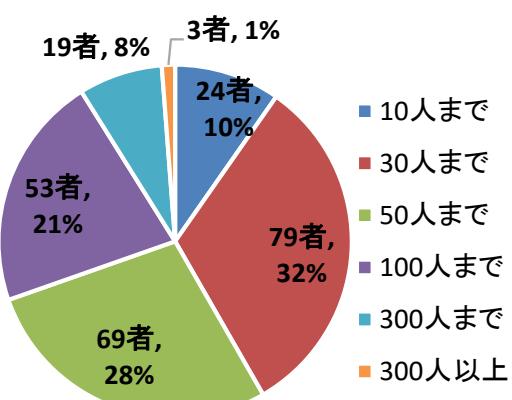
### 4. 規模別タクシー事業者数 (法人247者)

令和5年3月31日現在

#### 保有車両数別事業者数



#### 従業員数別事業者数



## 4. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

令和5年3月31日現在

営業区域別	当該地域に営業所を置く法人タクシー事業者数※1	法人タクシー車両数 (福祉車両を除く)	福祉輸送事業限定専業者数	法人タクシー事業者の福祉車両数
		個人タクシー車両数		福祉輸送事業限定事業者の福祉車両数
福岡交通圏	95	4,415 1,364	83	48 125
北九州交通圏	61	2,241 238	51	42 93
久留米市	25	498 61	20	9 27
大牟田市	7	131 10	18	0 19
宗像交通圏	7	187 -	5	2 6
筑豊交通圏	14	346 -	11	4 14
うきは市	3	33 -	0	2 0
小郡市	3	38 -	2	0 3
筑後市	3	53 -	4	0 5
柳川市	4	68 -	7	0 11
大川市	2	24 -	0	0 0
八女市	5	57 -	6	2 6
朝倉郡筑前町・東峰村	4	18 -	1	0 1
嘉麻市	3	29 -	0	1 0
嘉穂郡桂川町	2	22 -	2	0 4
朝倉市	6	50 -	3	0 6
三井郡大刀洗町	1	3 -	1	0 1
三潴郡大木町	2	9 -	1	0 1
八女郡広川町	1	8 -	0	0 0
みやま市	4	39 -	1	1 1
田川交通圏	2	148 -	23	0 30
京築交通圏	12	234 -	15	1 31
合計	266	8,651 1,673	254	112 384

※1 複数の区域に営業所を持つ事業者は複数カウントしている。

トラック運送事業においては、長時間の荷待ち・荷役等により長時間労働が蔓延化している実態があり、事業者のみの努力では改善することが困難な状況にあることから、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主等を交えた協議会を設置し、長時間労働の抑制及び取引環境の改善に取り組むこととなり、平成27年5月20日に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、各種課題解決に向けての協議が行われることとなった。

福岡県では福岡労働局、公益社団法人福岡県トラック協会と共同して、平成27年8月4日に標記協議会を設立し、令和5年度末までに14回開催している。

## 貨物事業の概況

福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより一般貨物自動車運送における事業者数・車両数とも大幅な増加傾向にあったが、令和2年度は事業者数は一旦減少し、その後、再度増加している。一方、車両数については、これまで一貫して増加していたが、令和4年度は減少に転じている。

近年においては、トラック運転手に係る働き方改革の一環として、貨物自動車運送事業法が改正され、「貨物自動車運送約款」の改正(平成29年11月)や「標準的な運賃」の新設(令和2年4月)、「荷主対策の深度化(働きかけ、要請、勧告・公表)」(令和2年4月)が行われた。

### 1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年	令和3年	令和4年度
一般	1,056	1,442	1,981	2,241	2,428	2,923	2,605	2,755	2,894
軽貨物		3,779	5,848	6,437	6,000	5,778	7,421	7,439	7,439
特積み	28	33	37	39	48	67	76	83	79
特定	89	72	50	40	22	25	8	8	9
靈柩	56	93	145	159	155	189	178	188	185
軽靈柩		116	91	70	65	67	47	36	39

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

### 2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般	17,557 (1,957)	39,599 (3,985)	54,466 (963)	56,798 (515)	52,340 (559)	59,937 (883)	65,640 (454)	66,733 (408)	66,471 (417)
軽貨物		6,420 <116>	8,703 <91>	9,332 <70>	9,643 <65>	9,645 <84>	12,765 <45>	12,839 <37>	12,939 <41>
特定	1,363	782	327	231	187	301	54	52	26
靈柩	120	245	468	513	513	618	650	640	609

※一般貨物車両数の( )は特積事業者の運行車で内数である

軽貨物車両数の<>は軽靈柩車両で内数である

### 3. 規模別事業者数（一般・特定）

福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が462者、6両～30両が1,407者となっており、30両以下の事業者が80%以上となっており、小規模事業者が大部分を占める。また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,756者と全体の約75%となっている。

#### 規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,334 社 内特定9社）

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者

令和5年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	462	1,407	223	146	63	27	6	2,334
百分率	19.79%	60.28%	9.55%	6.26%	2.70%	1.16%	0.26%	100%

従業員数別（総計 2,334 社 内特定9社）

	1～10人	10～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	817	939	292	175	76	19	16	2,334
百分率	35.00%	40.23%	12.51%	7.50%	3.26%	0.81%	0.69%	100%

### 4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

なお、貨物自動車運送事業者は（宮）の表示が義務付けられている。

令和5年12月末現在

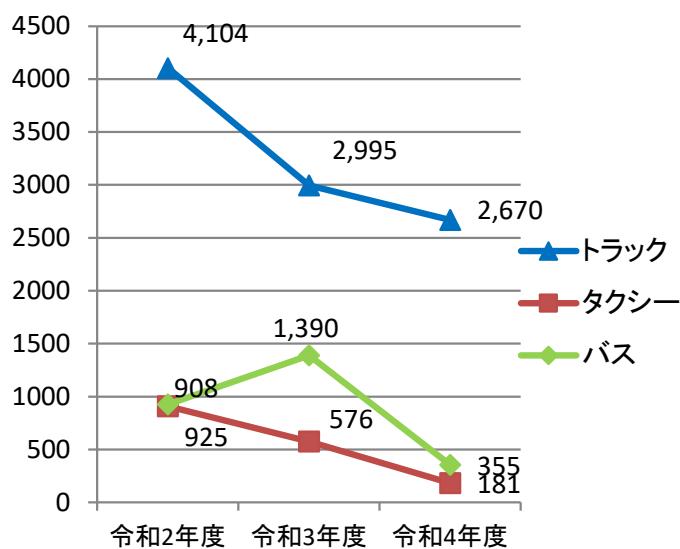
		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者数	188	261	75	107	631
	車両数	1,254	999	437	571	3,261
採石業	使用者数	6	14	5	2	27
	車両数	10	36	6	5	57
碎石業	使用者数	3	15	2	5	25
	車両数	7	35	14	13	69
砂利採取業	使用者数	3	2	0	2	7
	車両数	3	4	0	5	12
砂利販売業	使用者数	205	184	218	114	721
	車両数	327	248	374	159	1,108
建設業	使用者数	200	306	118	193	817
	車両数	382	607	266	348	1,603
その他	使用者数	25	30	13	22	90
	車両数	56	48	37	28	169
計	使用者数	630	812	431	445	2,318
	車両数	2,039	1,977	1,134	1,129	6,279

輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は令和3年3月に「事業用自動車総合安全プラン2025」を公表し、令和7年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数225人以下、人身事故件数16,500件以下、飲酒運転ゼロを目指し事故防止対策を強力に推進することとしており、自動車運送事業者監査において、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分を行い、輸送の安全確保を図っている。

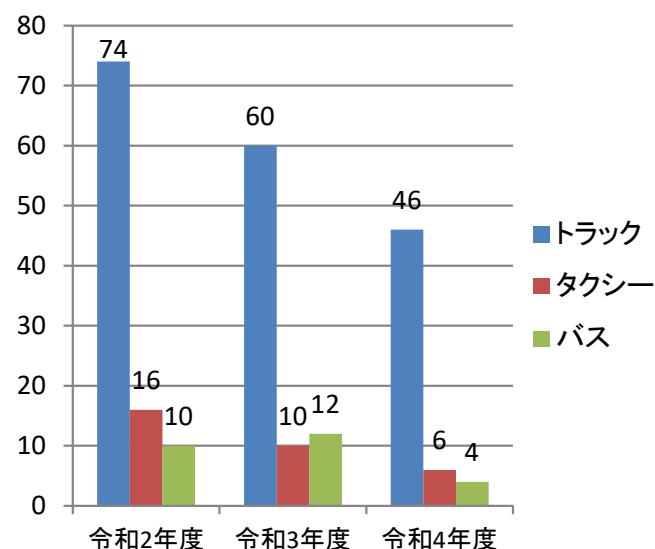
また、事故防止においては事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づく評価及び助言等を行っている。

### 自動車運送事業者行政処分件数別推移

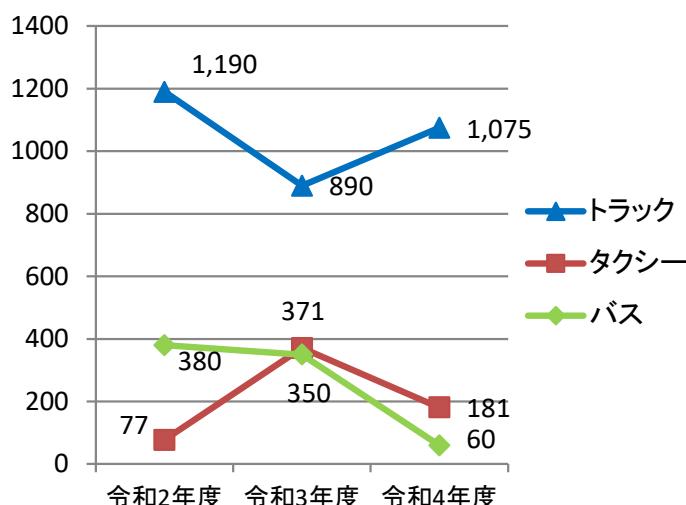
#### 延停止日車数(九州運輸局全体)



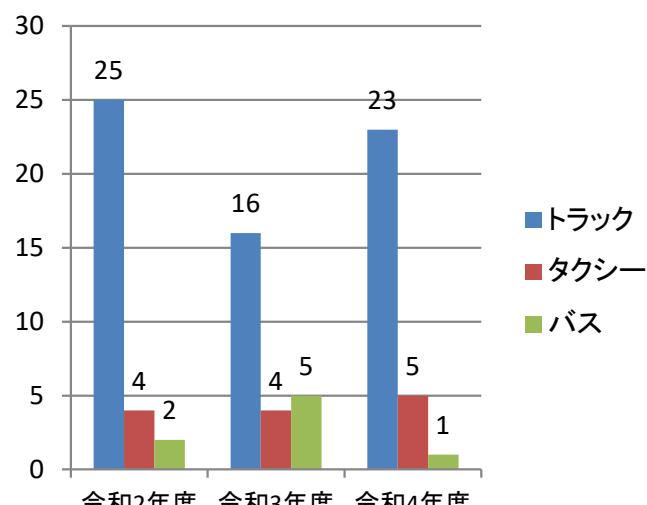
#### 処分件数(九州運輸局全体)



#### 延停止日車数(福岡運輸支局)



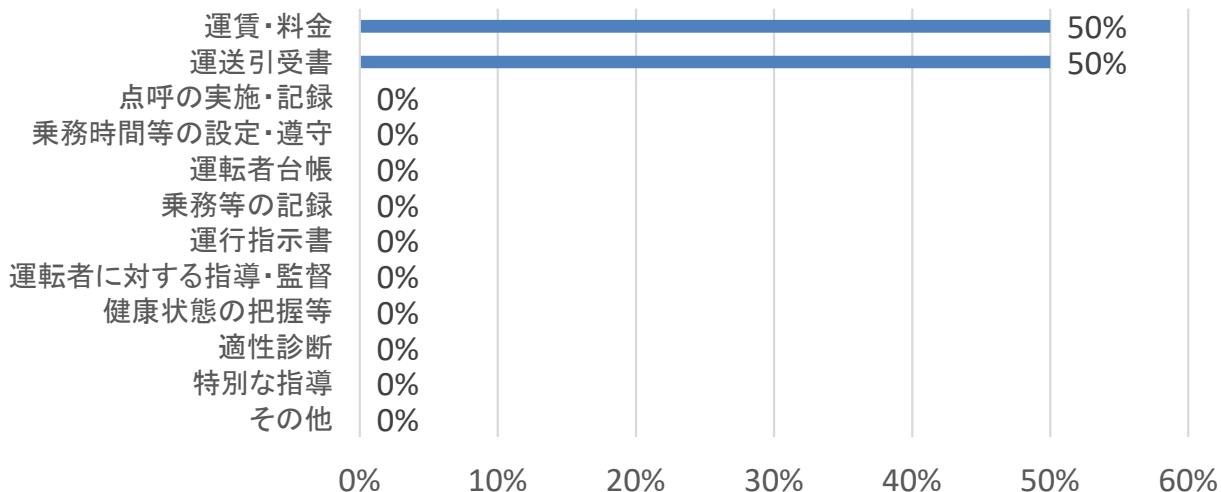
#### 処分件数(福岡運輸支局)



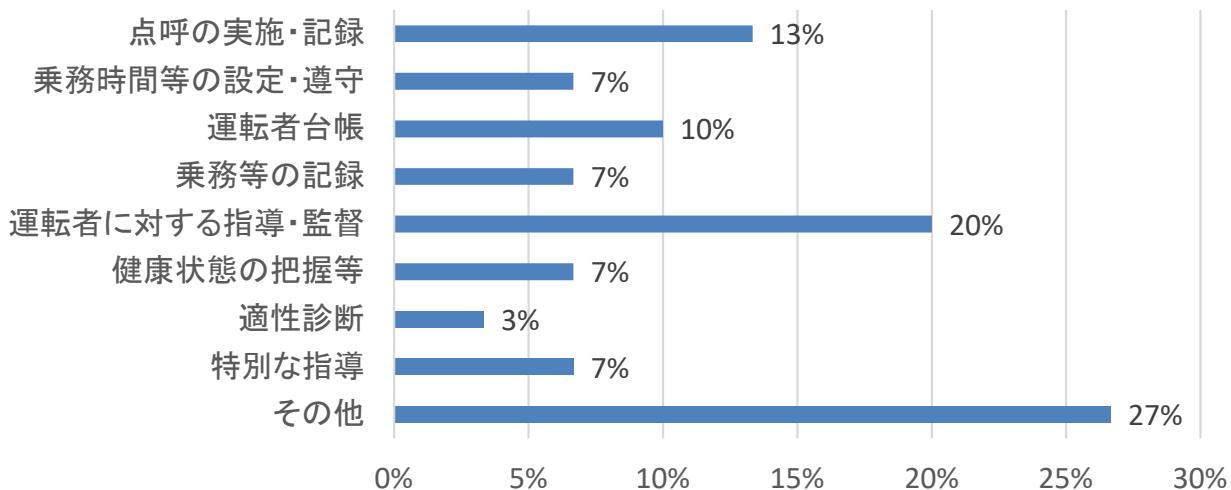
## 違反項目別行政処分状況(令和4年度)

- ・タクシーに関して、運転者に対する指導・監督に関する違反に次いで、点呼の実施・記録に関する違反が多くなっている。
- ・トラックに関して、点呼の実施・記録に関する違反に次いで、運転者に対する指導・監督に関する違反が多くなっている。
- ・その他の項目については、事業計画や運行記録計、運行管理者の選任(解任)に係る届出等が含まれる。

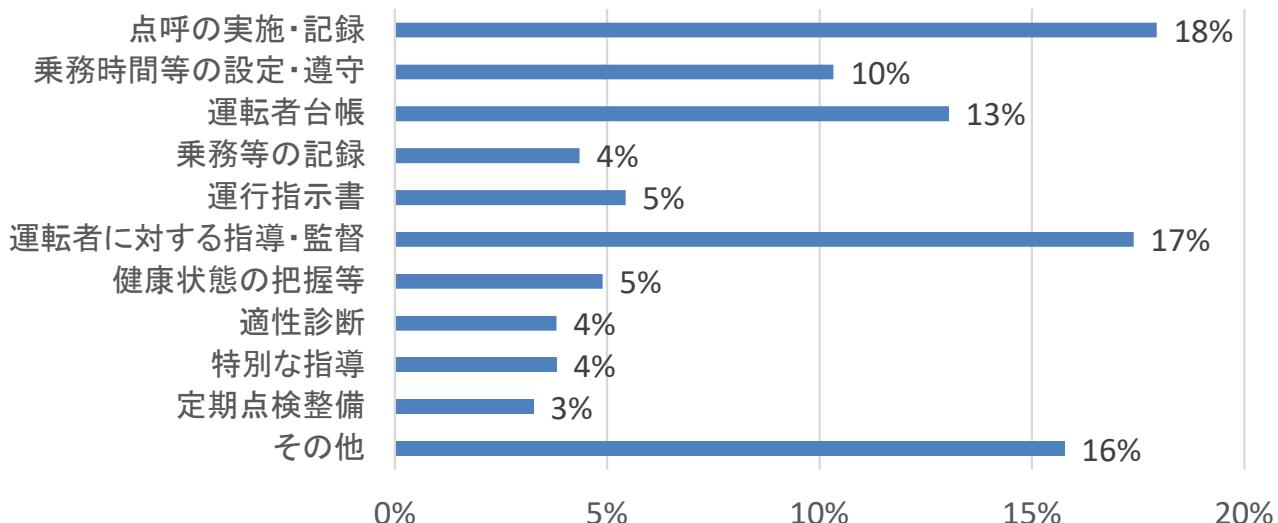
### バス



### タクシー



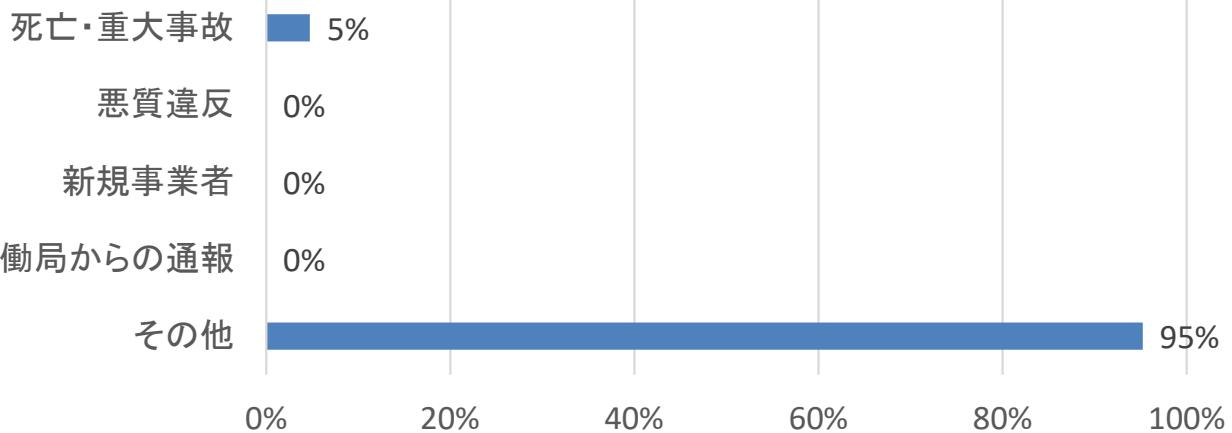
### トラック



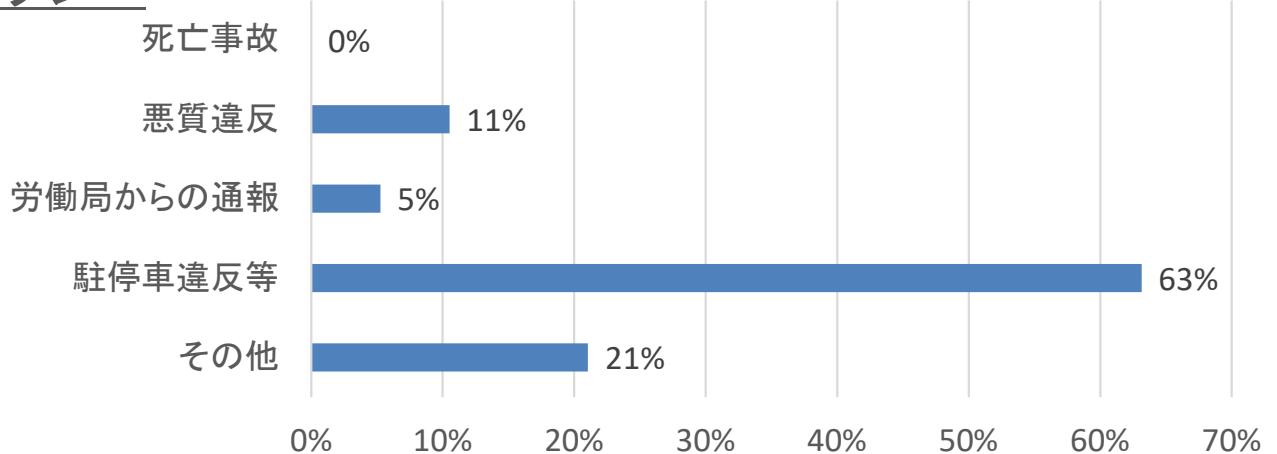
## 端緒別監査実施状況(令和4年度)

- ・タクシーに関しては、令和3年度と同様に、駐停車違反等による端緒が最も多く、次いで悪質違反となっている。なお、令和3年度に駐停車違反等に次いで多かった「死亡事故」による端緒は0件となっている。
- ・トラックに関しては、死亡事故に次いで悪質違反(救護義務違反等)による端緒が多くなっている。全体に対する死亡事故による端緒の割合は、令和3年度と比較すると若干減ってはいるものの、依然としてその割合は高い傾向にある。

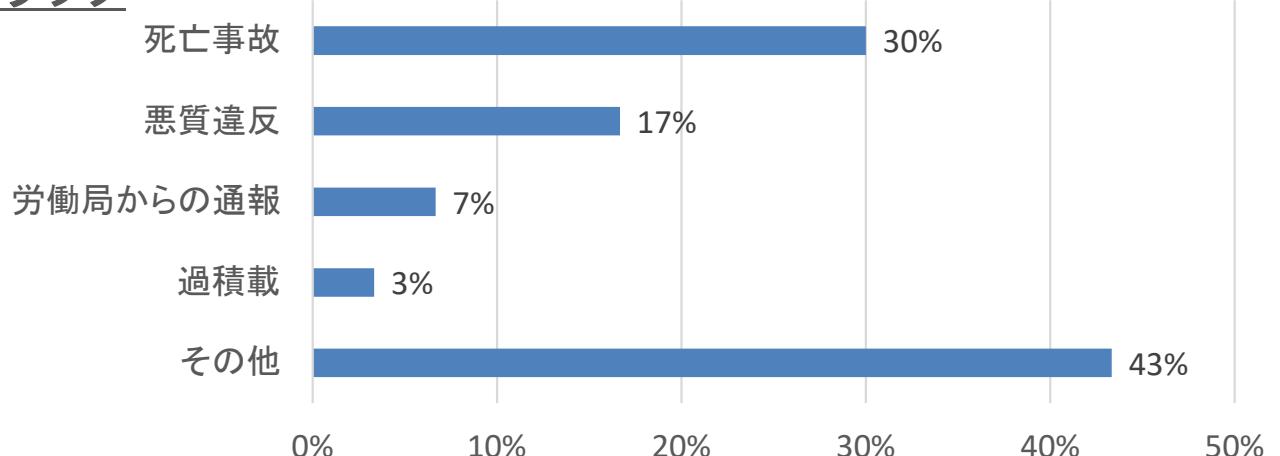
### バス



### タクシー



### トラック



# 自動車登録の概況

## <登録の目的>

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的(保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・NOx・PM対策など)をもつ「行政登録」からなります。

## <保有車両数の動向>

九州管内の保有車両数は、全国の12%、福岡県では九州全体の35%を占めています。

福岡県における保有車両数は、令和5年3月に345万台に達しており、ここ10年以上は横ばい傾向が続いている。

また令和5年の福岡県の用途別保有車両数では、乗用車が76%、貨物車が17%、乗合・特殊車・二輪車が7%を占めています。

## <最近の動向>

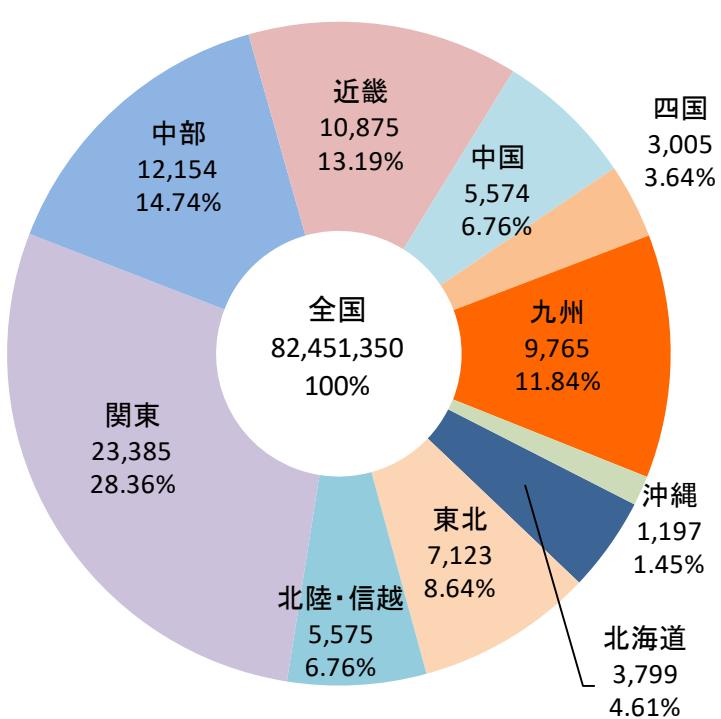
国内における自動車販売台数に占める環境対応型の次世代自動車(ハイブリッド、電気など)の割合は、自動車販売台数が横ばいから低迷する中で、エコカー減税やエコカー補助金の導入の影響等により、年々増加傾向にあります。

登録手続きのワンストップサービス(OSS)は、平成17年の導入開始以降、利用環境の整備と利便性を向上させる取り組みを行ってきましたが、利用については、令和6年1月の利用状況は新車新規は46.80%、継続検査は67.05%と徐々に増加しております。

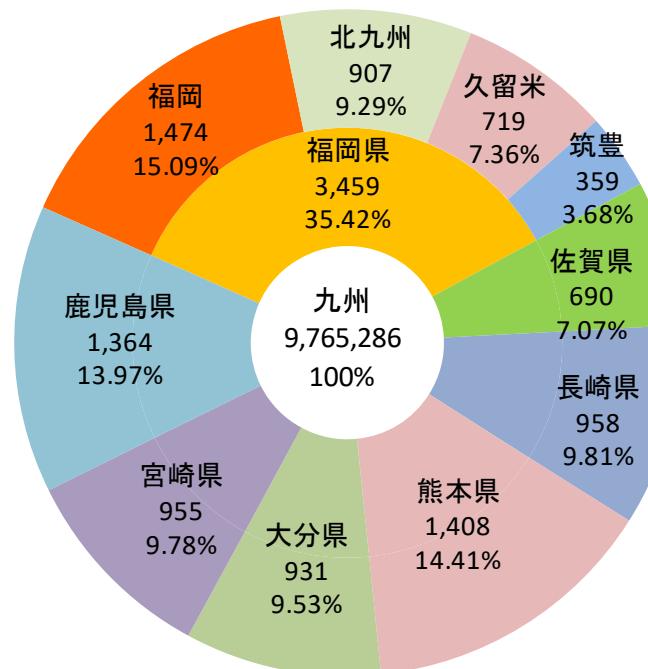
またOSSをさらに推進させるため、令和5年1月に自動車検査証の電子化を開始し、国から委託を受けた整備事業者や行政書士等において、継続検査等の情報の記録や検査標章の印刷・交付の事務が可能となっています。

## 1. 全国及び九州の保有車両数(令和5年3月末現在)(単位:千台)

全国



九州

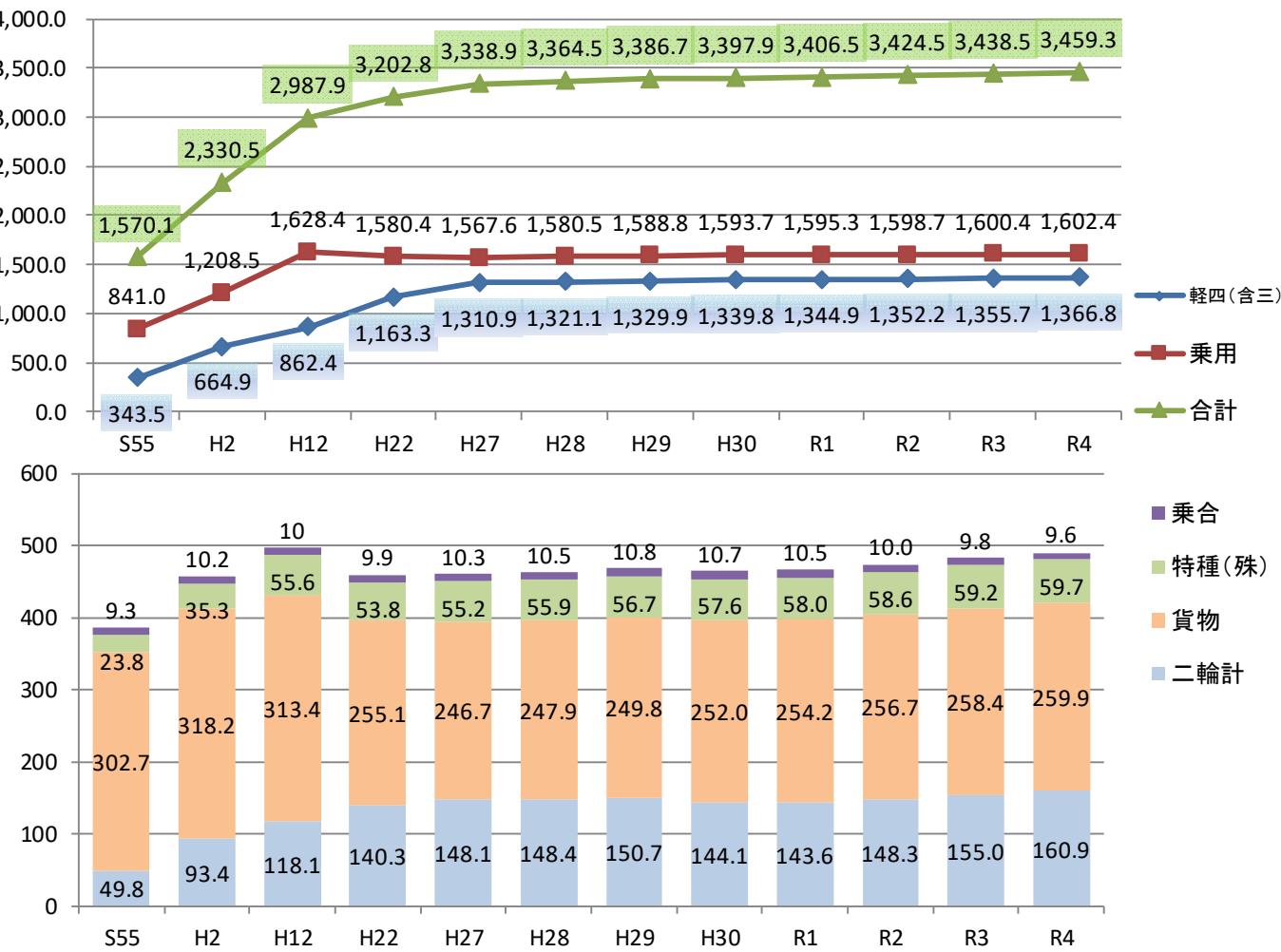


## 2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和5年3月末現在)

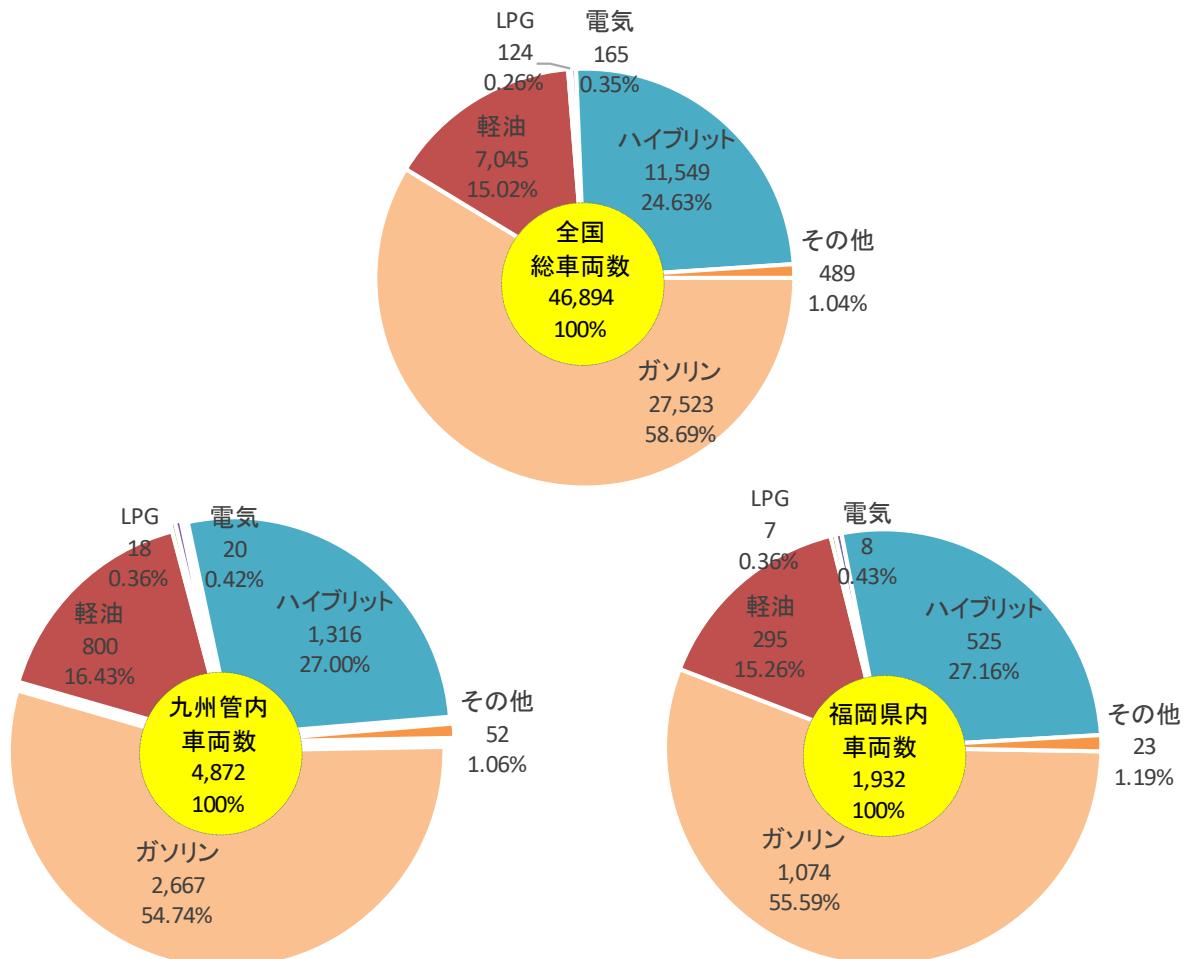
用途	車種	業態	福岡県					前年同月の車両数	対前年同月比	
			福	岡	久留米	筑豊	計			
貨物	普通車	自営	21,142	14,632	14,022	7,542	57,338	56,625	101.3	
		自営	18,056	10,596	7,443	4,340	40,435	40,879	98.9	
		計	39,198	25,228	21,465	11,882	97,773	97,504	100.3	
	小型車	四輪	65,903	38,547	29,231	14,138	147,819	146,959	100.6	
			1,118	621	369	202	2,310	2,307	100.1	
		計	67,021	39,168	29,600	14,340	150,129	149,266	100.6	
	被けん引車	自営	15	4	62	6	87	86	101.2	
		自営	2	0	0	0	2	2	100.0	
		計	17	4	62	6	89	88	101.1	
	軽自動車	自営	212	295	202	111	820	666	123.1	
		自営	2,896	6,493	672	951	11,012	10,918	100.9	
		計	3,108	6,788	874	1,062	11,832	11,584	102.1	
乗合	普通車	自営	97,382	76,904	89,751	42,529	306,566	304,344	100.7	
		自営	7,931	2,694	1,772	829	13,226	12,898	102.5	
		計	105,313	79,598	91,523	43,358	319,792	317,242	100.8	
	小型車	自営	7	8	6	4	25	23	108.7	
		自営	0	0	0	0	0	0	0.0	
		計	7	8	6	4	25	23	108.7	
	乗合計	自営	184,661	130,390	133,274	64,330	512,655	508,703	100.8	
		自営	30,003	20,404	10,256	6,322	66,985	67,004	100.0	
		計	214,664	150,794	143,530	70,652	579,640	575,707	100.7	
乗用	普通車	自営	371	140	77	90	678	686	98.8	
		自営	2,204	798	493	266	3,761	3,829	98.2	
		計	2,575	938	570	356	4,439	4,515	98.3	
	小型車	自営	1,552	1,138	927	815	4,432	4,542	97.6	
		自営	323	121	184	103	731	700	104.4	
		計	1,875	1,259	1,111	918	5,163	5,242	98.5	
	乗用計	自営	1,923	1,278	1,004	905	5,110	5,228	97.7	
		自営	2,527	919	677	369	4,492	4,529	99.2	
		計	4,450	2,197	1,681	1,274	9,602	9,757	98.4	
特種(殊)用途	普通車	自営	425,794	210,595	145,607	69,364	851,360	834,559	102.0	
		自営	1,716	608	270	82	2,676	2,657	100.7	
		計	427,510	211,203	145,877	69,446	854,036	837,216	102.0	
	小型車	自営	344,706	193,585	132,938	69,415	740,644	755,163	98.1	
		自営	4,337	2,110	878	445	7,770	8,032	96.7	
		計	349,043	195,695	133,816	69,860	748,414	763,195	98.1	
	軽四輪車	自営	381,005	285,723	248,829	125,773	1,041,330	1,032,952	100.8	
		自営	80	63	32	30	205	78	262.8	
		計	381,085	285,786	248,861	125,803	1,041,535	1,033,030	100.8	
	乗用計	自営	1,151,505	689,903	527,374	264,552	2,633,334	2,622,674	100.4	
		自営	6,133	2,781	1,180	557	10,651	10,767	98.9	
		計	1,157,638	692,684	528,554	265,109	2,643,985	2,633,441	100.4	
二輪	普通車	自営	13,250	8,671	6,902	3,602	32,425	31,971	101.4	
		自営	6,796	2,509	2,673	1,277	13,255	13,256	100.0	
		計	20,046	11,180	9,575	4,879	45,680	45,227	101.0	
	小型車	自営	2,468	1,436	1,159	627	5,690	5,636	101.0	
		自営	257	128	120	25	530	540	98.1	
		計	2,725	1,564	1,279	652	6,220	6,176	100.7	
	軽四輪車	自営	1,869	1,318	1,105	478	4,770	4,767	100.1	
		自営	458	84	113	38	693	673	103.0	
		計	2,327	1,402	1,218	516	5,463	5,440	100.4	
	大型特殊車	自営	2,877	2,787	1,304	686	7,654	7,645	100.1	
		自営	50	41	29	1	121	124	97.6	
		計	2,927	2,828	1,333	687	7,775	7,769	100.1	
	特種(殊)用途計	自営	20,464	14,212	10,470	5,393	50,539	50,019	101.0	
		自営	7,561	2,762	2,935	1,341	14,599	14,593	100.0	
		計	28,025	16,974	13,405	6,734	65,138	64,612	100.8	
登録自動車数合計	小型二輪車	自営	38,509	20,824	17,142	8,206	84,681	80,895	104.7	
		自営	12	3	1	1	17	13	130.8	
		計	38,521	20,827	17,143	8,207	84,698	80,908	104.7	
	二輪計	自営	30,257	23,684	14,813	7,480	76,234	74,068	102.9	
		計	68,778	44,511	31,956	15,687	160,932	154,976	103.8	
登録自動車数合計			916,045	495,855	345,562	174,088	1,931,550	1,927,782	100.2	
検査自動車数合計			954,566	516,682	362,705	182,295	2,016,248	2,008,690	100.4	
軽自動車数合計			518,989	390,478	356,421	177,161	1,443,049	1,429,803	100.9	
合計			1,473,555	907,160	719,126	359,456	3,459,297	3,438,493	100.6	
前年同月車両数			1,458,360	903,224	717,092	359,817	3,438,493			
対前年同月比			101.0	100.4	100.3	99.9	100.6			

### 3. 福岡県内全保有自動車数の推移(年度)

(単位:千台)



### 4. 燃料別保有車両数(令和5年3月末現在)(単位:千台)※登録車



# 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和5年3月末現在)

(福岡運輸支局管内)

	貨 物			乗 合		乗 用 特 種 (殊)					二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二含)
	普 通	小 型	被 奉 引	普 通	小 型	普 通	小 型	普 通	小 型	大 型 特 殊		
福 岡 市 計 (政令移行後)	17,131	40,403	1,814	1,629	839	255,027	200,184	9,780	1,607	1,287	22,058	551,759
東 区	6,936	7,722	1,428	291	227	52,233	41,294	3,803	378	541	4,512	119,365
博 多 区	4,159	14,992	117	358	159	46,385	43,822	2,126	357	417	3,618	116,510
中 央 区	930	3,405	162	151	72	31,687	19,572	965	240	71	2,336	59,591
南 区	1,276	5,040	3	213	137	40,669	30,633	801	240	83	3,724	82,819
西 区	2,037	3,937	66	333	113	32,311	25,325	1,104	216	126	3,004	68,572
早 良 区	1,226	3,487	26	165	74	33,432	24,883	691	106	40	2,928	67,058
城 南 区	567	1,820	12	118	57	18,310	14,655	290	70	9	1,936	37,844
春 日 市	664	1,957	7	16	47	18,280	15,260	373	60	92	1,782	38,538
大 野 城 市	1,824	3,856	40	167	144	18,646	14,998	813	155	257	1,561	42,461
那 珂 川 市	940	1,975	18	143	41	8,636	7,215	387	39	30	928	20,352
筑 紫 野 市	1,404	2,289	40	97	69	17,831	15,336	1,035	132	88	1,562	39,883
宗 像 市	838	1,452	18	117	99	16,332	16,395	582	73	102	1,444	37,452
太 宰 府 市	1,350	1,546	114	34	56	11,857	10,342	620	56	41	1,094	27,110
古 賀 市	2,063	1,782	124	27	66	10,343	9,503	1,314	75	163	970	26,430
福 津 市	594	1,056	19	5	50	10,592	10,011	295	38	24	988	23,672
糸 島 市	1,455	2,526	84	50	133	15,912	14,031	862	127	72	1,764	37,016
糟 屋 郡	10,908	8,184	826	289	330	44,040	35,748	3,953	360	483	4,354	109,475
宇 美 町	1,806	1,464	143	131	41	6,649	5,388	573	37	157	896	17,285
粕 屋 町	2,621	1,797	226	48	40	9,504	7,447	856	80	67	859	23,545
篠 栗 町	732	628	128	37	62	5,071	4,484	308	24	45	543	12,062
志 免 町	1,427	1,444	35	22	83	8,258	6,726	529	107	46	796	19,473
新 宮 町	1,364	1,090	134	46	60	6,794	4,995	651	63	56	446	15,699
須 恵 町	1,536	1,377	49	4	28	5,899	5,190	497	41	68	613	15,302
久 山 町	1,422	384	111	1	16	1,865	1,518	539	8	44	201	6,109
合 計	39,171	67,026	3,104	2,574	1,874	427,496	349,023	20,014	2,722	2,639	38,505	954,148

※合計には、使用的の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和5年3月末現在)」と一致しない。  
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名

旧市町村名

福 岡 市 東 区	糟屋郡志賀町
福 岡 市 早 良 区	早良郡早良町
春 日 市	筑紫郡春日町
大 野 城 市	筑紫郡大野町
筑 紫 野 市	筑紫郡筑紫野町
宗 像 市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太 宰 府 市	筑紫郡太宰府町
古 賀 市	糟屋郡古賀町
福 津 市	宗像郡福間町、宗像郡津屋崎町
糸 島 市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
那 珂 川 市	筑紫郡那珂川町

# 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和5年3月末現在)

(北九州自動車検査登録事務所管内)

	貨物乗合乗用特種(殊)										二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二台)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
北九州市計 (政令移行後)	17,577	29,640	5,198	825	856	156,537	143,426	8,583	1,078	969	14,206	380,338
門司区	3,351	2,381	3,714	121	89	14,141	13,667	1,153	108	473	1,353	40,551
若松区	2,686	2,613	402	76	87	14,448	12,605	1,042	73	414	1,348	35,794
戸畠区	762	1,885	111	81	29	8,738	8,220	343	42	115	879	21,205
小倉北区	3,962	6,948	452	144	187	30,266	26,817	2,481	321	692	2,335	74,605
小倉南区	2,767	6,574	197	162	145	35,542	31,871	1,400	210	236	3,578	82,682
八幡西区	3,455	7,350	240	226	269	43,554	40,732	1,723	286	402	3,910	102,147
八幡東区	594	1,889	82	15	50	9,848	9,514	441	38	80	803	23,354
行橋市	1,261	1,721	189	16	81	12,532	11,677	535	64	47	1,522	29,645
豊前市	535	562	53	4	43	3,905	3,950	237	86	26	517	9,918
中間市	654	1,277	24	6	34	6,329	6,380	261	51	20	810	15,846
遠賀郡	2,257	2,902	433	43	122	15,572	15,177	790	151	112	1,798	39,357
芦屋町	190	343	6	5	21	2,367	2,098	81	15	6	294	5,426
水巻町	753	989	65	10	40	4,589	4,362	281	27	44	535	11,695
岡垣町	589	799	94	21	23	5,158	5,188	224	22	22	586	12,726
遠賀町	725	771	268	7	38	3,458	3,529	204	87	40	383	9,510
京都郡	2,250	2,056	816	38	78	10,785	9,920	446	97	149	1,275	27,910
苅田町	1,719	1,387	759	32	45	7,623	6,550	296	74	113	822	19,420
みやこ町	531	669	57	6	33	3,162	3,370	150	23	36	453	8,490
築上郡	687	1,007	72	6	45	5,541	5,159	323	37	52	697	13,626
吉富町	123	158	30	0	4	1,104	998	44	17	1	125	2,604
上毛町	206	280	26	0	14	1,359	1,292	74	7	22	186	3,466
築上町	358	569	16	6	27	3,078	2,869	205	13	29	386	7,556
合計	25,221	39,165	6,785	938	1,259	211,201	195,689	11,175	1,564	1,375	20,825	516,640

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和5年3月末現在)」と一致しない。  
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

## 新市区町名

北九州市小倉北区  
北九州市八幡西区  
京都郡みやこ町  
築上郡上毛町  
築上郡築上町

## 旧市町村名

北九州市小倉区  
北九州市八幡区  
京都郡勝山町、豊津町、犀川町  
築上郡新吉富村、大平村  
築上郡椎田町、築城町

## 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和5年3月末現在)

(久留米自動車検査登録事務所管内)

	貨物乗合					乗用特種(殊)					二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
大牟田市	2,065	2,972	171	58	113	16,403	16,707	1,075	140	259	2,002	41,965
久留米市	6,023	9,842	157	125	284	54,047	46,479	2,808	518	353	5,896	126,532
柳川市	1,500	2,595	71	37	93	10,107	9,694	607	101	131	1,092	26,028
八女市	2,034	2,995	123	126	158	9,871	9,493	1,145	92	95	1,375	27,507
筑後市	1,363	1,625	20	10	67	8,326	7,516	672	66	51	1,000	20,716
大川市	1,124	1,399	20	26	40	5,418	5,175	239	31	85	568	14,125
小郡市	878	920	63	1	47	9,435	8,710	485	48	21	826	21,434
うきは市	748	1,103	8	28	48	4,487	4,286	260	43	34	682	11,727
朝倉市	2,062	2,261	121	115	110	8,667	8,096	762	93	82	1,185	23,554
みやま市	863	1,238	35	8	46	5,613	5,544	337	50	105	853	14,692
朝倉郡	961	1,068	33	19	47	5,088	5,014	423		32	570	13,255
筑前町	877	999	27	12	36	4,912	4,580	385	25	31	552	12,436
東峰村	58	68	0	1	10	317	307	20	5	3	50	839
三井郡	866	559	19	1	12	2,589	2,375	384	21	7	295	7,128
大刀洗町	866	559	19	1	12	2,589	2,375	384	21	7	295	7,128
三潴郡	315	371	10	0	9	2,361	2,016	74	15	17	292	5,480
大木町	315	371	10	0	9	2,361	2,016	74	15	17	292	5,480
八女郡	682	709	29	22	37	3,324	2,836	319	31	40	462	8,491
広川町	682	709	29	22	37	3,324	2,836	319	31	40	462	8,491
合計	21,484	29,657	880	576	1,111	145,736	133,941	9,590	1,249	1,312	17,098	362,634

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和5年3月末現在)」と一致しない。  
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、三潴町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
東峰村	朝倉郡小石原村、宝珠山村

# 5. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和5年3月末現在)

(筑豊自動車検査登録事務所管内)

	貨物			乗合		乗用特種(殊)					二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二台)
	普通	小型	被牽引	普通	小型	普通	小型	普通	小型	大型特殊		
直方市	1,161	1,865	88	62	80	9,523	9,476	487	129	85	978	23,934
飯塚市	3,302	4,201	352	114	217	22,457	21,833	1,487	258	169	2,362	56,752
田川市	1,331	1,721	134	61	96	8,158	8,192	802	66	130	1,041	21,732
宮若市	1,656	1,147	118	49	91	4,807	4,739	397	34	53	523	13,614
嘉麻市	963	1,168	82	30	109	5,784	6,227	321	37	72	804	15,597
鞍手郡	972	955	80	3	47	3,870	3,936	247	20	50	410	10,590
小竹町	443	274	65	0	14	1,212	1,294	119	10	19	145	3,595
鞍手町	529	681	15	3	33	2,658	2,642	128	10	31	265	6,995
嘉穂郡	418	393	33	7	24	2,032	2,142	161	22	31	258	5,521
桂川町	418	393	33	7	24	2,032	2,142	161	22	31	258	5,521
田川郡	2,062	2,887	175	28	243	12,813	13,314	973	86	72	1,825	34,478
福智町	719	789	55	14	64	3,772	3,784	323	20	27	534	10,101
香春町	308	390	61	1	24	1,801	1,879	164	8	6	238	4,880
添田町	201	311	0	3	33	1,468	1,665	83	13	7	218	4,002
糸田町	118	227	2	1	37	1,426	1,447	108	14	7	202	3,589
川崎町	408	689	27	7	49	2,690	2,781	202	18	10	334	7,215
大任町	198	268	29	1	22	1,065	1,034	59	6	15	206	2,903
赤村	110	213	1	1	14	591	724	34	7	0	93	1,788
合計	11,865	14,337	1,062	354	907	69,444	69,859	4,875	652	662	8,201	182,218

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和5年3月末現在)」と一致しない。  
※下記市町村については合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

## 新市区町名

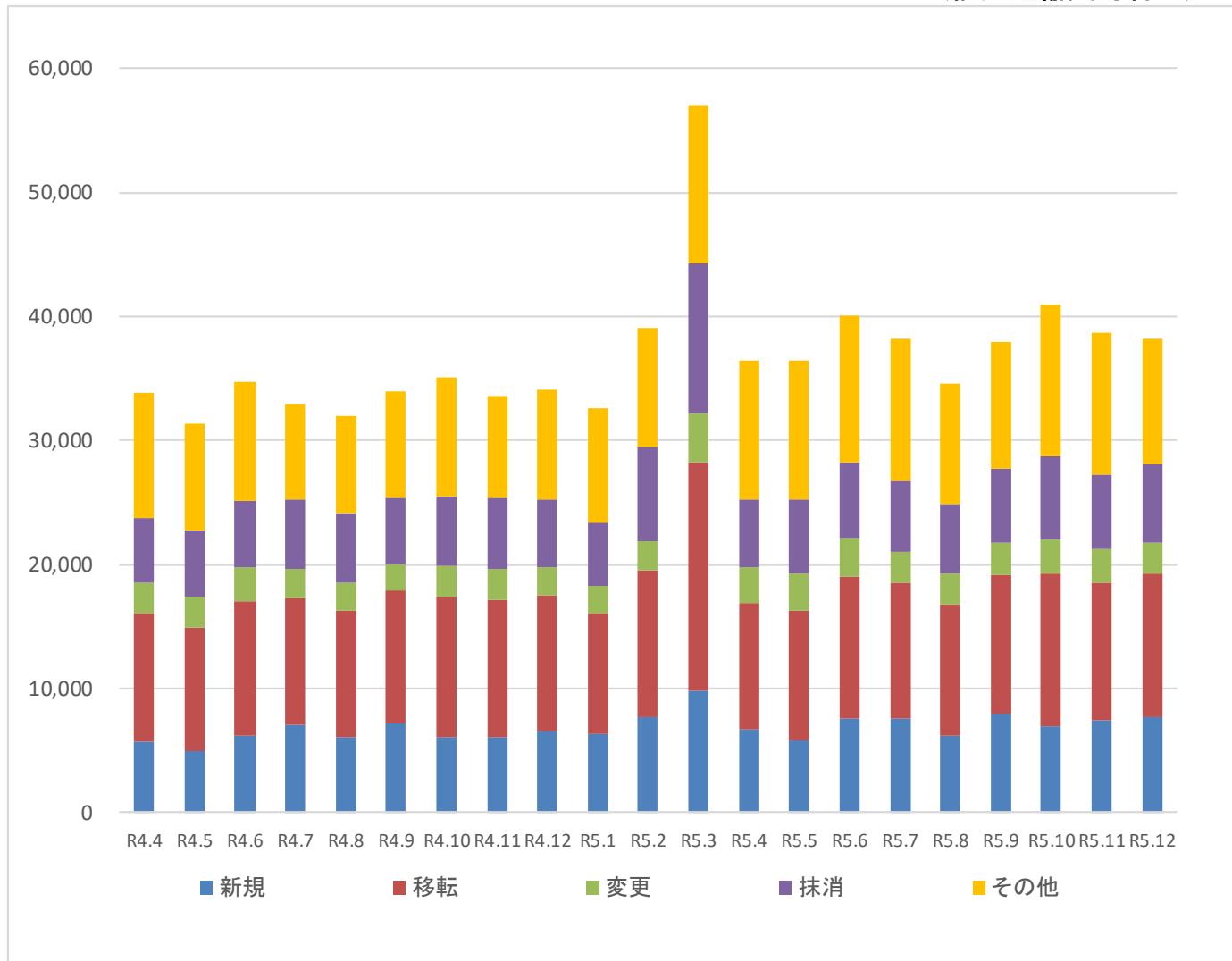
飯塚市  
宮若市  
嘉麻市  
田川郡福智町

## 旧市町村名

嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、穂田町  
鞍手郡宮田町、若宮町  
山田市、嘉穂郡稻築町、碓井町、嘉穂町  
田川郡赤池町、金田町、方城町

## 6. 登録関係業務量

(福岡運輸支局管内)



	総件数(窓口出頭申請+OSS申請件数)					左記のうち、OSS申請件数						
	新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	合計	
令和4年度	R4.4	5,714	10,295	2,573	5,164	10,144	33,890	1,440	178	49	169	1,836
	R4.5	4,942	9,985	2,446	5,331	8,656	31,145	1,165	145	93	121	1,524
	R4.6	6,228	10,852	2,722	5,376	9,501	34,679	1,503	161	86	149	1,899
	R4.7	7,087	10,238	2,348	5,616	7,626	32,915	1,640	158	70	143	2,011
	R4.8	6,044	10,191	2,324	5,547	7,824	31,930	1,362	149	55	124	1,690
	R4.9	7,208	10,749	2,112	5,318	8,533	33,920	1,906	142	77	123	2,248
	R4.10	6,079	11,313	2,539	5,589	9,571	35,091	1,786	158	89	151	2,184
	R4.11	6,139	10,992	2,570	5,668	8,211	33,580	1,733	150	86	136	2,105
	R4.12	6,589	10,967	2,173	5,462	8,918	34,109	1,976	179	45	168	2,368
	R5.1	6,355	9,739	2,125	5,175	9,219	32,621	2,281	137	43	137	2,606
	R5.2	7,664	11,822	2,447	7,503	9,584	39,022	2,576	213	38	221	3,050
	R5.3	9,873	18,358	3,958	12,098	12,631	56,921	3,223	586	63	619	4,494
令和5年度	R5.4	6,762	10,107	2,890	5,436	11,218	36,413	2,193	234	47	213	2,687
	R5.5	5,798	10,496	2,966	5,927	11,228	36,416	1,727	265	60	263	2,316
	R5.6	7,636	11,391	3,064	6,163	11,761	40,015	2,306	213	81	208	2,808
	R5.7	7,589	10,928	2,471	5,798	11,364	38,150	2,457	172	67	148	2,844
	R5.8	6,266	10,529	2,420	5,683	9,626	34,524	2,027	210	77	187	2,501
	R5.9	8,002	11,198	2,541	5,956	10,234	37,931	2,526	188	47	172	2,933
	R5.10	6,969	12,285	2,715	6,806	12,138	40,953	2,326	180	60	167	2,773
	R5.11	7,441	11,066	2,734	6,048	11,395	38,684	2,646	176	43	152	3,017
	R5.12	7,645	11,630	2,492	6,327	10,069	38,170	2,466	152	71	138	2,834

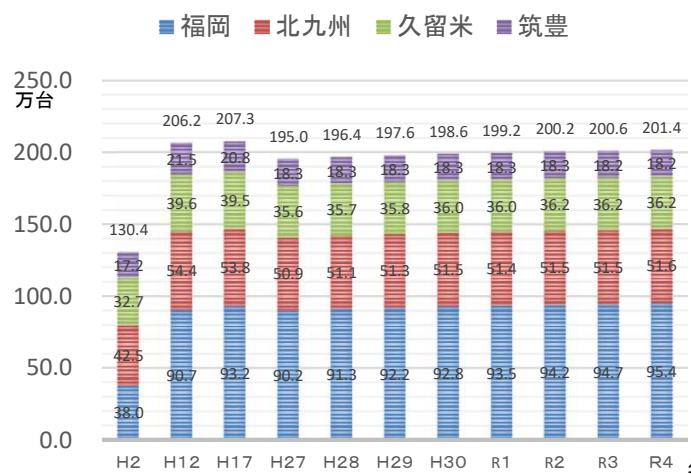
自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、令和5年3月末現在で約201万台となっている。

新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約16万1千台、継続検査については、約90万6千台であり、前年度に比べて微増となっている。

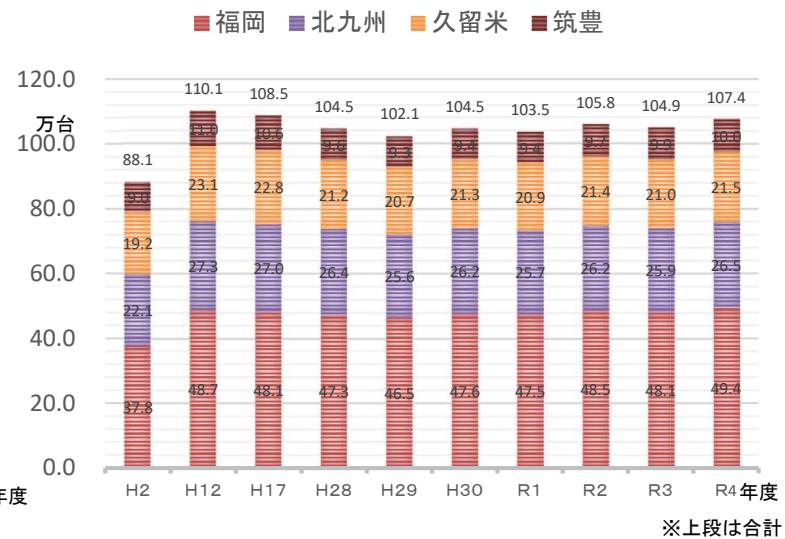
点検整備制度については、近年では多くの自動車に電子的な制御が用いられていることから、その状態を適切に確認することを目的とし点検基準の改正が行われ、令和3年10月より、車載式故障診断装置(OBD)を用いた点検が開始されている。

さらには、令和6年10月より、令和3年10月以降の新型車を対象としたOBD検査が開始される。

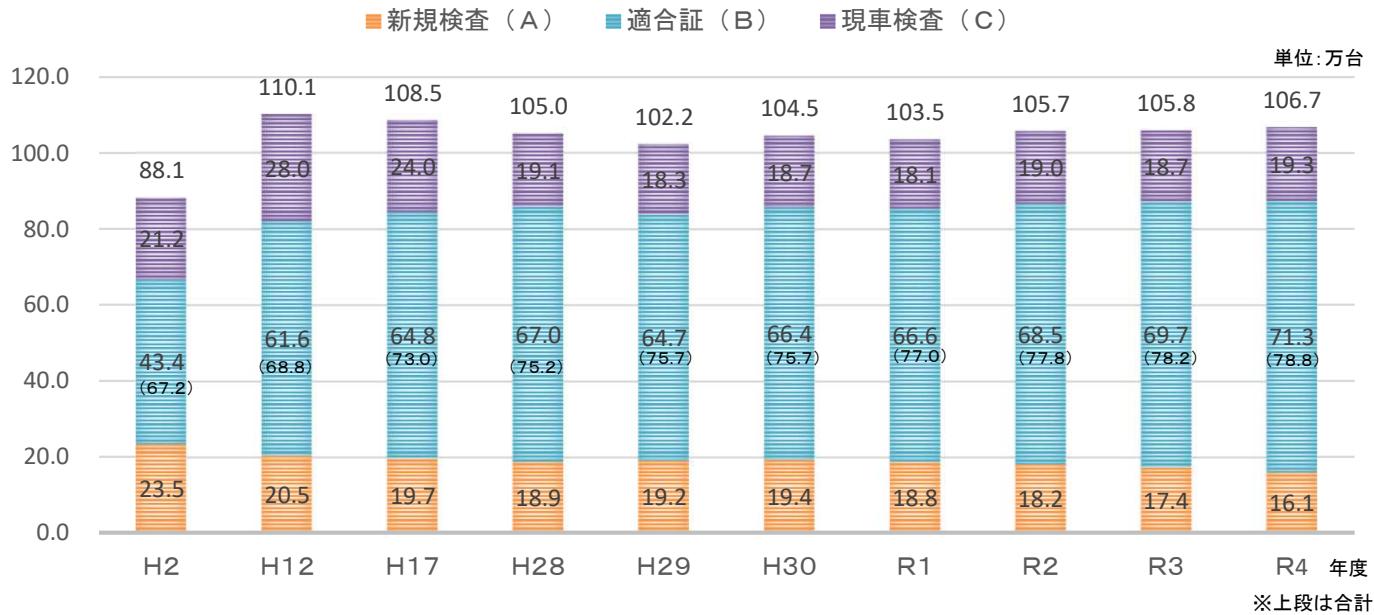
## 1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



## 2. 支局・事務所別検査車両数の推移



## 3. 検査種別の検査車両数の推移



注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

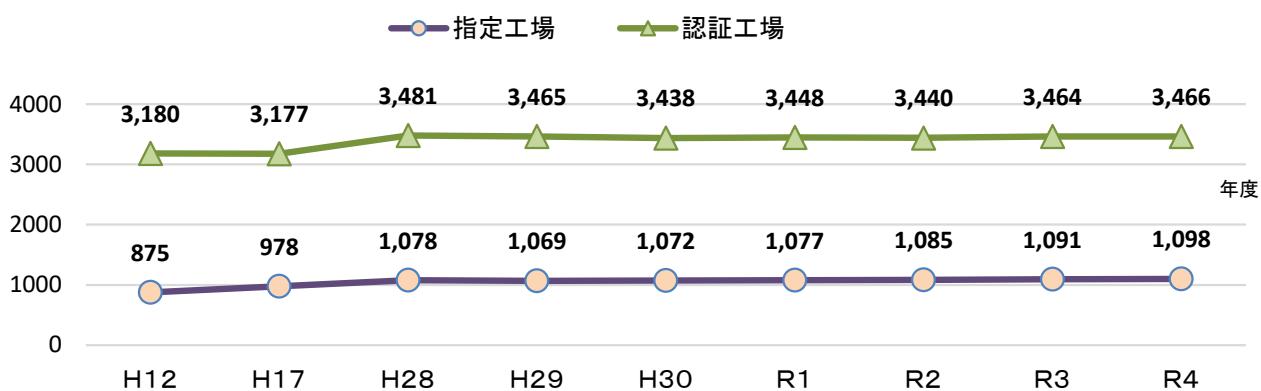
注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)には、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

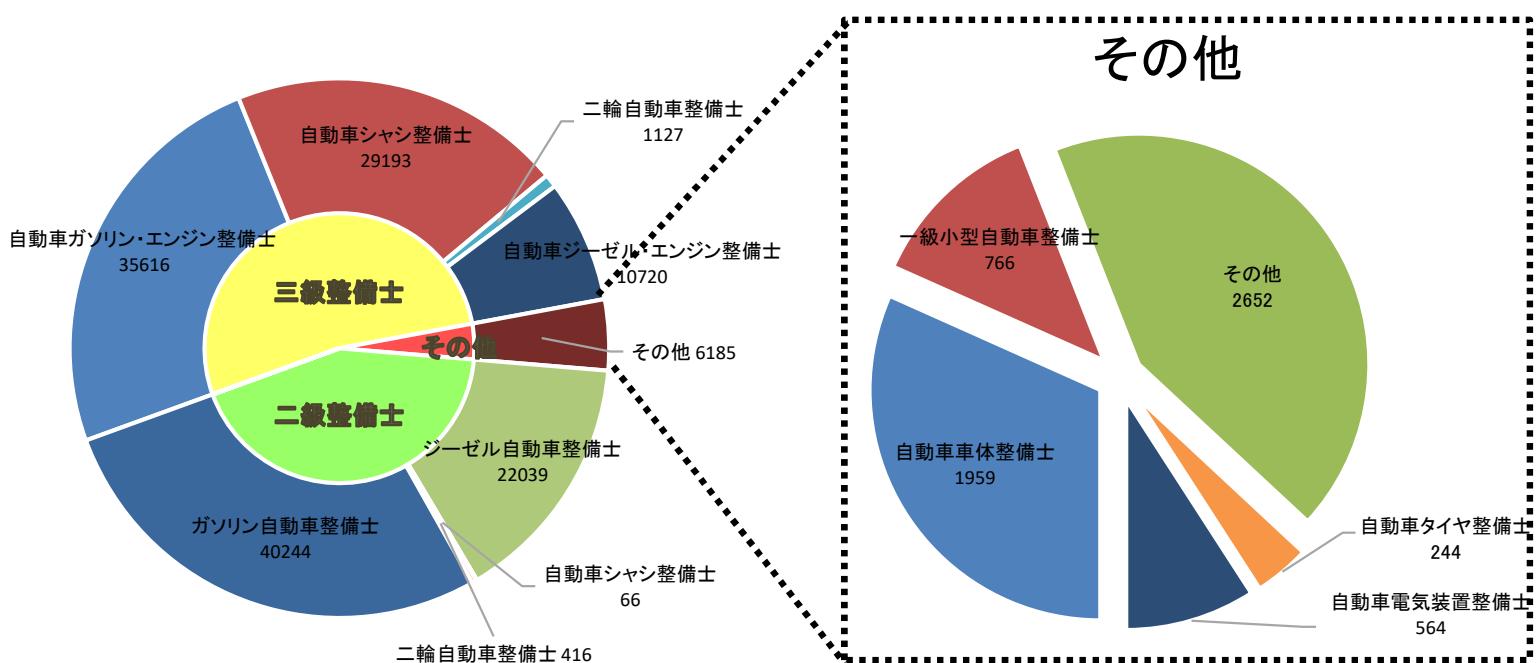
注4 図中( )書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

- 令和5年3月末現在、福岡県内の自動車特定整備事業場(認証工場)は3,466工場、指定整備事業場(指定工場)は、1,098工場であり、平成28年度から横ばいである。
- 自動車整備士技能検定については、平成14年度より一級小型自動車整備士の試験が開始され、福岡県内においては、令和5年3月末時点で766名が有資格者となっている。
- 近年、自動ブレーキやレンキープアシストなどの運転支援装置を搭載した自動車が急速に普及していることから、これらを搭載した自動車の点検・整備の実施に際し必要とされる知識の習得を目的とし、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を開催している。

## 1. 自動車整備事業者の推移



## 2. 自動車整備士合格者件数(令和5年3月末現在)



福岡県における令和4年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数88件、死者数 8人、負傷者数 39人となっている。

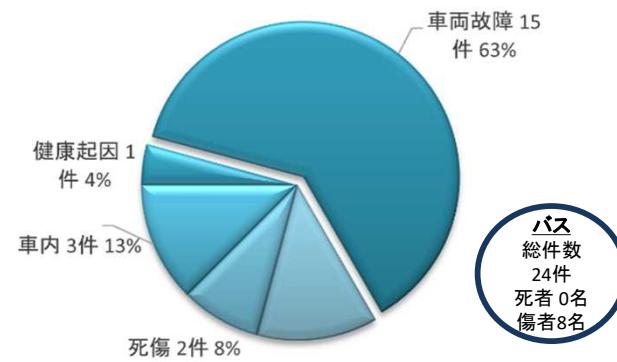
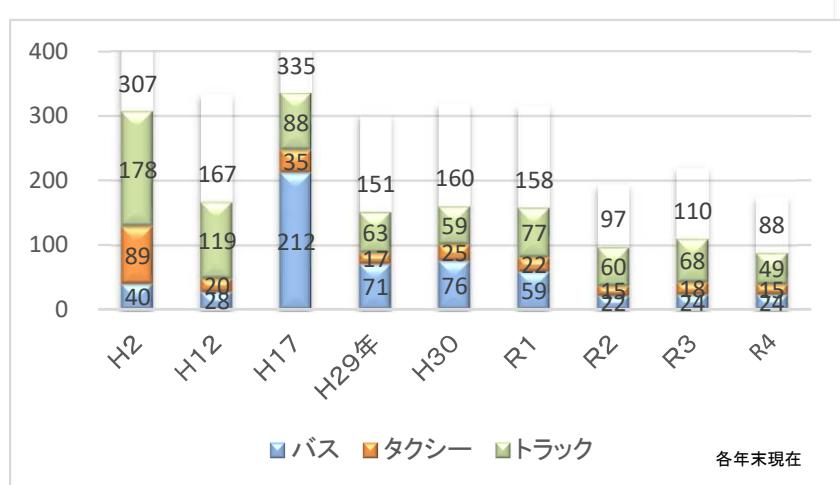
自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

## 1. 事故発生状況の推移

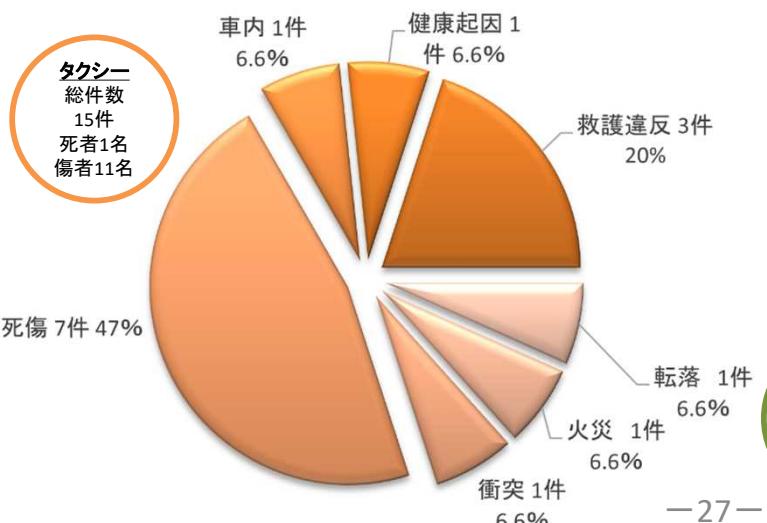


## 2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

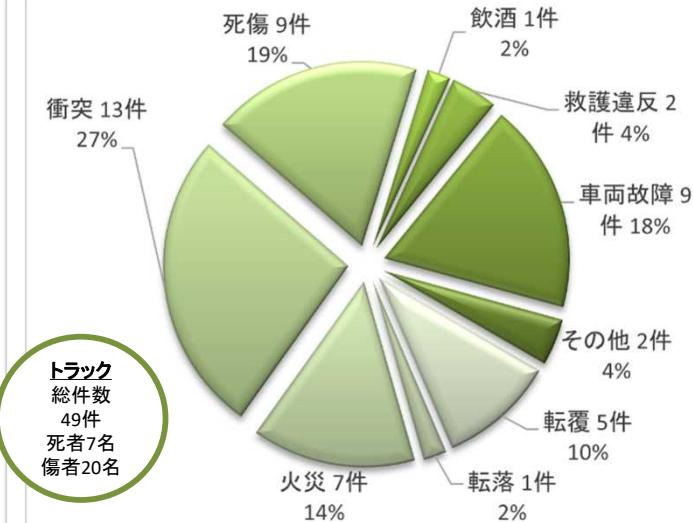
バスの事故種別発生状況(令和4年末)



タクシーの事故種別発生状況(令和4年末)



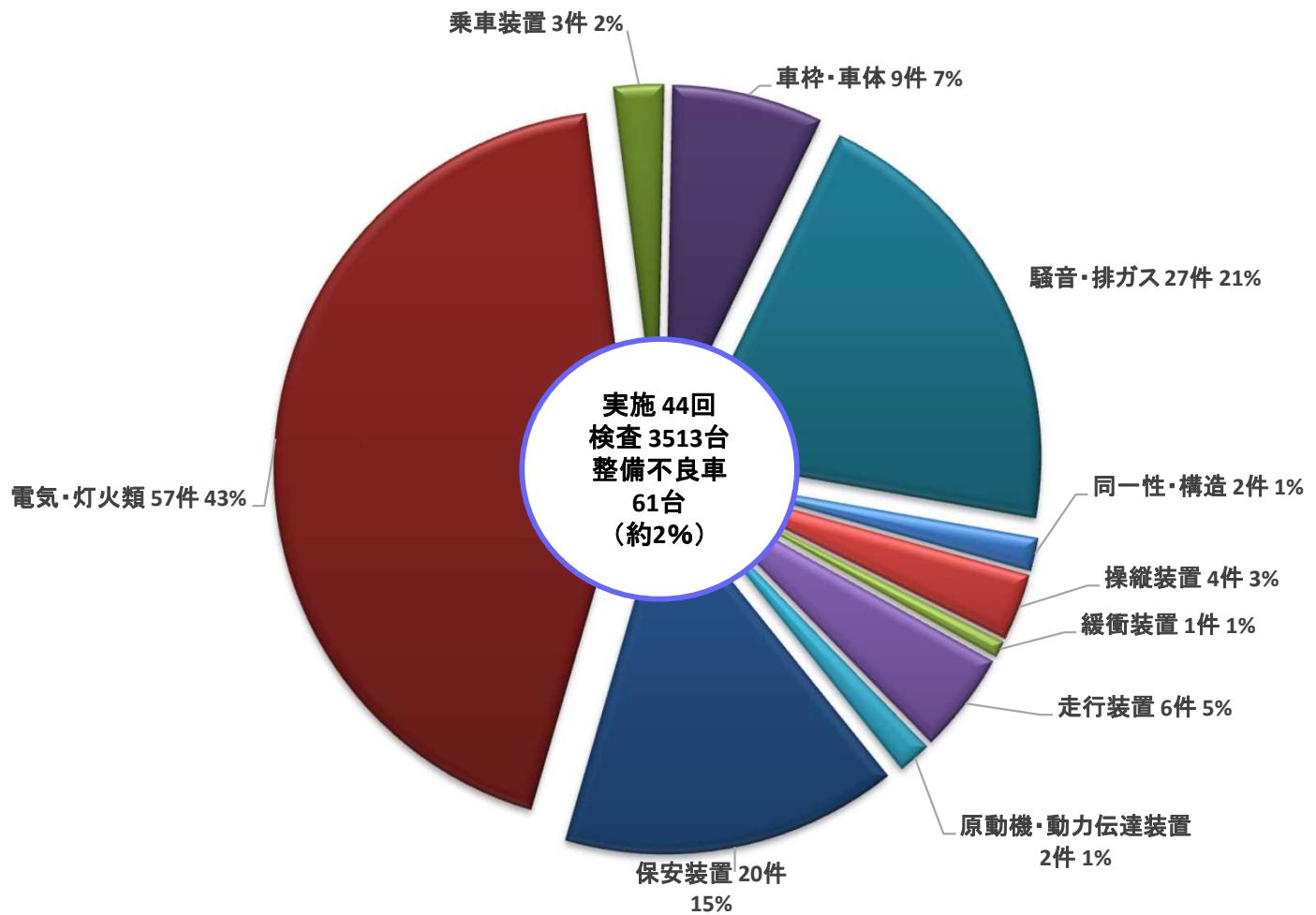
トラックの事故種別発生状況(令和4年末)



不正改造車を撲滅するため、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取り締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

また、不正燃料による環境破壊防止のため、使用する燃料に係る検査の実施、令和元年度からは無車検運行車両への指導・警告を街頭検査の際に実施している。

### 装置別整備不良件数(令和4年度)

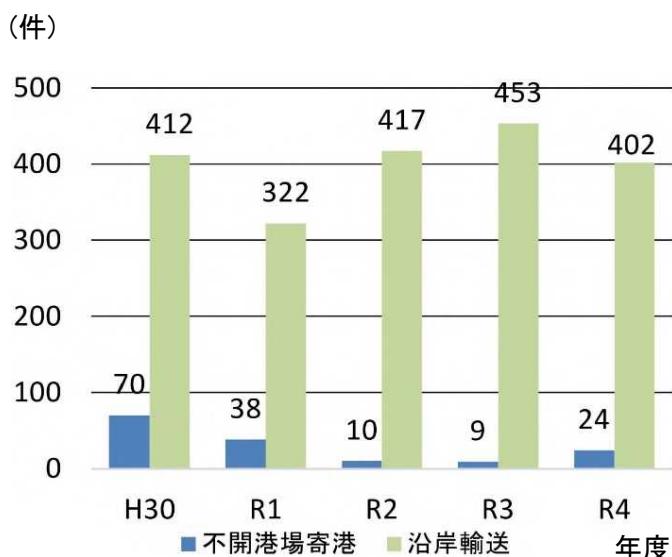


## 1. 不開港場寄港及び沿岸輸送の特許関係

令和4年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は24件、沿岸輸送の特許件数は402件である。沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。  
(※管内における開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。)

特許件数の推移(単位:件)

	H30	R1	R2	R3	R4
不開港場寄港	70	38	10	9	24
沿岸輸送	412	322	417	453	402



(注)不開港場寄港特許件数について

平成30年5月より、包括特許の取扱が可能となり、遊覧ヨットの特許期間恒久化等の影響により件数が減少。令和2~3年度も、コロナ禍の影響があり、年間約10件となっていたが、令和4年度は比田勝港(対馬)への外国籍旅客船の寄港再開等を受け、増加に転じた。

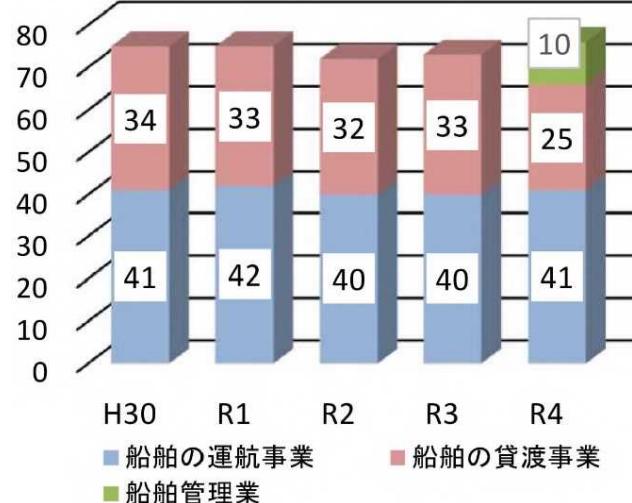
## 2. 内航海運業

令和4年4月1日施行の改正内航海運業法により、「内航運送をする事業」及び「船舶の貸渡事業」に加え、新たに「船舶管理業」が業態の1つに位置付けられた。県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は73業者(船舶の運航を行う事業者41者、船舶の貸渡のみを行う事業者25者、船舶の管理を行う事業者10者)となっている。

内航海運事業者数の推移(登録事業者)

業種	年度	H30	R1	R2	R3	R4
船舶の運航事業		41	42	40	40	41
船舶の貸渡事業		34	33	32	33	25
船舶管理業						10

(社)



支配隻数及び支配船腹量(船舶の運航を行う事業者)の推移(登録事業者)

各年度3月31日現在

	H30	R1	R2	R3	R4
支配隻数(隻)	172	157	164	167	169
支配船腹量(トン)	200,781	182,501	179,087	179,037	186,050

### 3. 旅客船事業

県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が14事業者23航路、旅客不定期航路が21事業者24航路、特定旅客定期航路が1事業者1航路、合計36事業者(実事業者32)48航路となっている。

一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリーが特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。

また、旅客不定期航路は閨門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

福岡県内における旅客航路事業者数の推移(長崎県壱岐・対馬を含む) 各年度4月1日現在

	S60	H7	H17	R2	R3	R4
事業者数	24	30	30	32	32	32
定期航路	20	23	24	23	23	23
不定期航路	11	18	21	24	24	24
特定航路	1	3	1	1	1	1

#### 3-①. 旅客・自動車航送の輸送実績

県内航路の令和4年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が344万9千人、旅客不定期航路が5万5千人、合計350万4千人で、前年度に比べ70万8千人(25.3%)の増加、コロナ禍前の平成31年度と比べ19万9千人(5.4%)の減少となっている。

一方、自動車航送実績は、66万3千台で、前年度に比べ6万0千台(10.0%)増加、コロナ禍前の平成31年度と比べ4万4千台(7.1%)の増加となっている。

一般旅客定期航路における旅客輸送実績の推移 (単位:万人)

年度

	H30	R1	R2	R3	R4
長距離航路	44.3	40.4	21.1	29.5	42.2
離島航路	256.1	251.3	154.9	162.4	197.6
(うち国庫補助航路)	(69.0)	(72.7)	(46.4)	(48.1)	(57.2)
その他の航路	71.6	69.8	73.9	84.9	105.1
合計	372.0	361.5	249.9	276.8	344.9

一般旅客定期航路における車両航送実績の推移 (単位:万台)

年度

	H30	R1	R2	R3	R4
長距離航路	42.1	49.5	43.1	49.0	54.2
離島航路	8.8	12.4	10.5	11.3	12.1
(うち国庫補助航路)	(1.1)	(1.4)	(1.0)	(1.1)	(1.1)
合計	50.9	61.9	53.6	60.3	66.3

旅客不定期航路における旅客輸送実績の推移 (単位:万人)

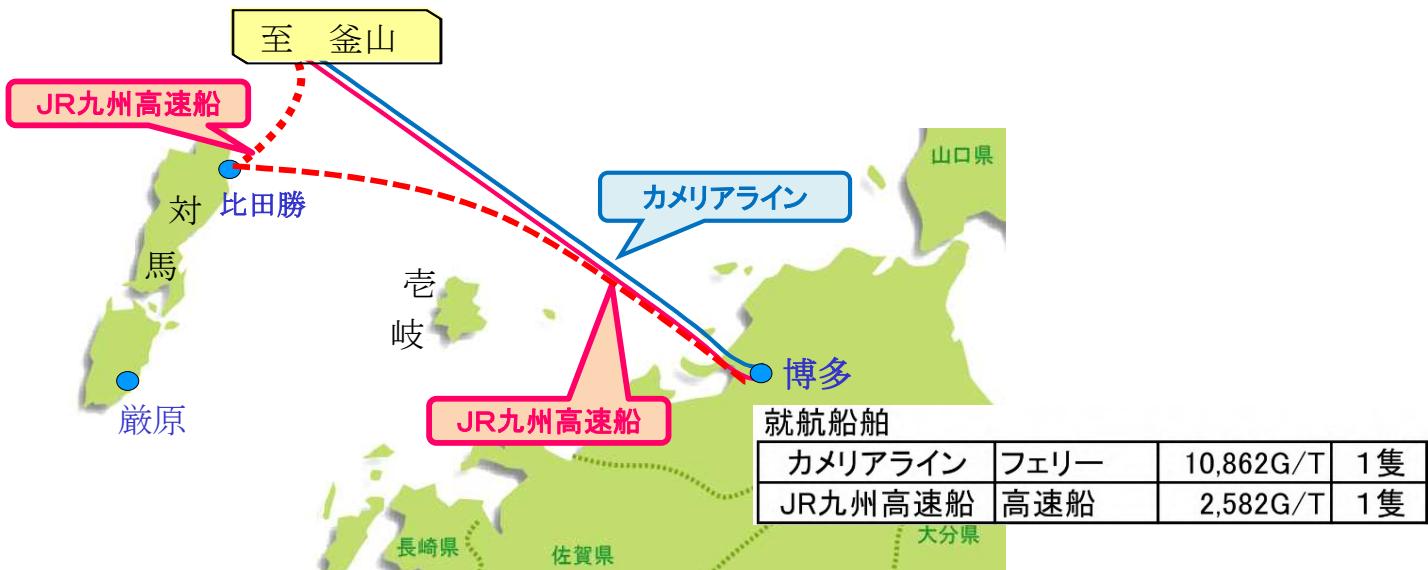
年度

	H30	R1	R2	R3	R4
旅客不定期航路	8.3	8.8	2.5	2.9	5.5

## 3-②. 対外旅客定期航路の輸送実績

福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から対外旅客定期航路が充実しており、令和5年3月現在、博多～釜山間を2社が運航している。

博多と釜山を結ぶ対外旅客定期航路事業の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録した。しかし、平成28年の熊本地震、朝鮮半島情勢の緊迫化、日韓の歴史問題などの影響により減少傾向が続き、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症による入国制限のため旅客輸送が停止し実績もゼロとなつた。令和4年度は、水際対策の緩和を受け、約3万4千人の利用があり、令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したこと、利用者の増加が期待されている。



博多～韓国間 対外旅客定期航路旅客輸送実績 (単位：千人) 年度

	H30	R1	R2	R3	R4
日本人	112.4	82.8	0.0	0.0	10.1
韓国人	230.6	92.7	0.0	0.0	21.8
その他	13.3	12.4	0.0	0.0	2.1
合計	356.3	187.9	0.0	0.0	34.0

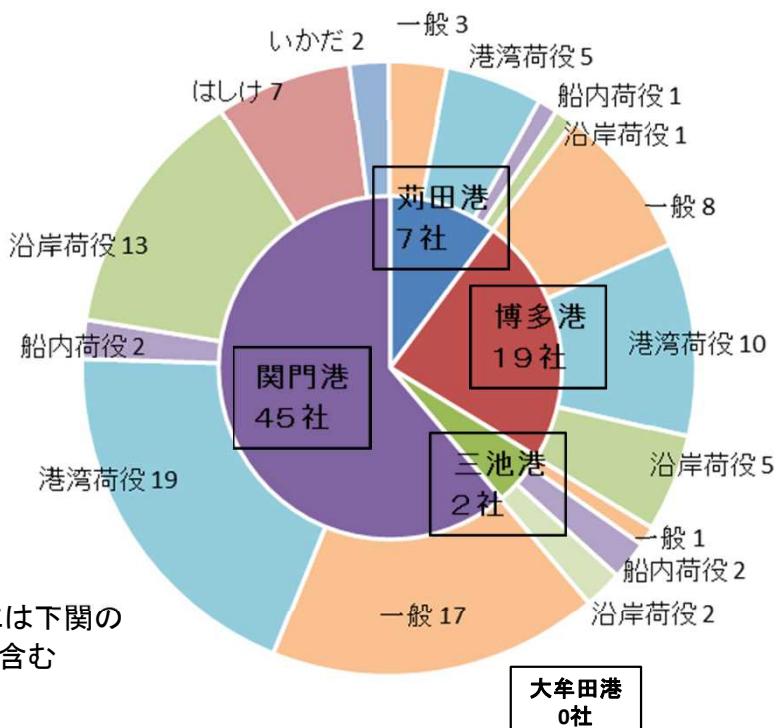
※R4年度の比田勝発着便の実績なし

## 4. 港湾運送事業

県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、令和5年3月31日現在、実事業者数は66社であり、港別の事業者数は右表の示すとおりとなっている。なお、港湾運送事業者の規模は66社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は46社となっており、大半が小規模事業者である。

※ 上記事業者の他に鑑定事業者1社

※ 関門港には下関の事業者を含む



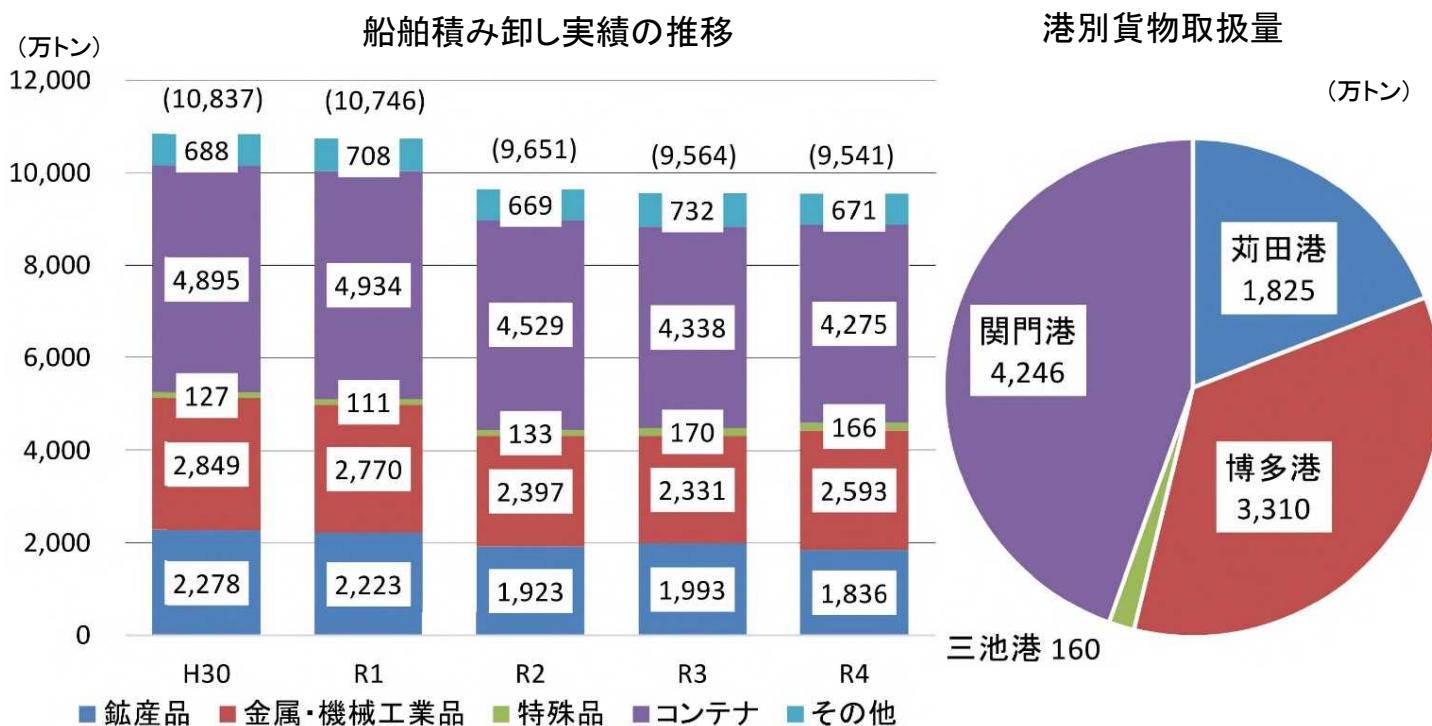
令和5年3月31日現在

## 4-1. 港湾荷役実績

県内の港湾運送指定港湾の令和4年度の港湾荷役実績は、9,541万トンで、前年度に比べ23万トン(0.2%)減少した。

主要取扱貨物は、コンテナ(タイヤ、雑貨類)、金属・機械工業品、鉱産品、特殊品であり、中でもコンテナが、全取扱量の44.8%を占めている。

関門港、博多港においては、コンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、ひびき地区やアイランドシティ地区などにおいて港湾及び関連施設の機能強化が進められている。



## 5. 海事産業次世代人材育成事業

九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため、海事施設見学会等により、広報活動を強力に推進している。令和4年度には、福岡県内の小中学生191名、教員19名を対象に5件の海事産業見学会を実施し、将来の仕事の選択してもらえるよう、参加者に地域の海事産業の重要性や魅力を伝えたところである。

また、授業の中に海洋・海事の重要性を取り入れられるよう、国土交通省海事局が作成した「海洋教育プログラム」の推進のため、教育委員会への周知活動に取り組んでいる。



フェリー車両甲板の見学



コンテナターミナルの見学

## 【造船業】

県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

## 【舶用工業】

県内の事業者数は35者で、ほとんどが小規模事業者である。

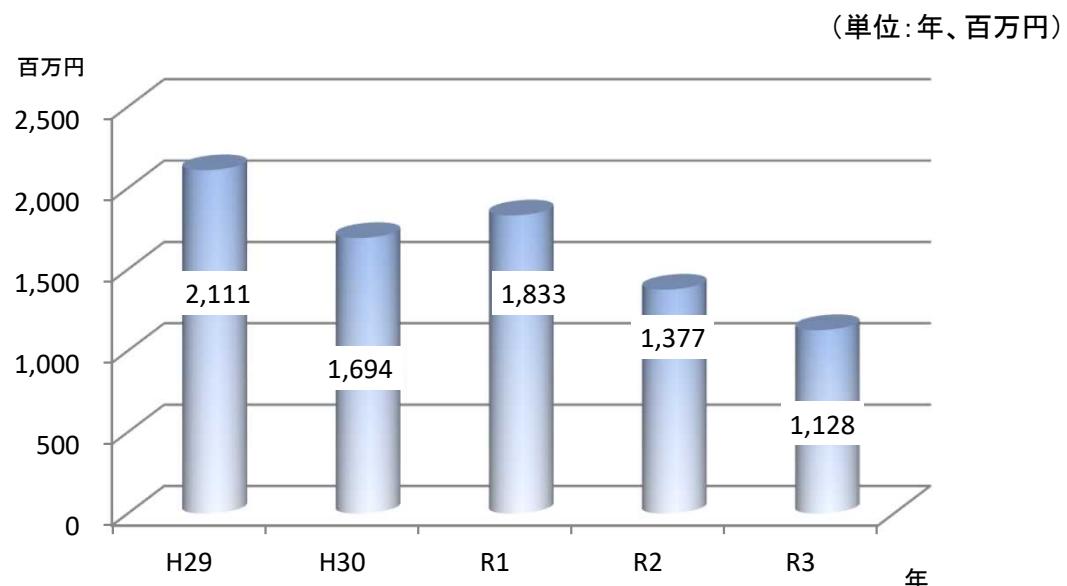
舶用工業の生産高は、令和3年は1,128百万円で、前年に比べて249百万円(18.1%)減少した。

## ○舶用関連事業者数(令和5年4月1日現在)

船用内燃機関修理	船用補助機械製造	軸系及びプロペラ修理	航海用機器類修理	ぎ装品製造	ぎ装品修理	部分品・付属品製造
21	4	1	2	4	2	1

※長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

## ○舶用工業生産高の推移



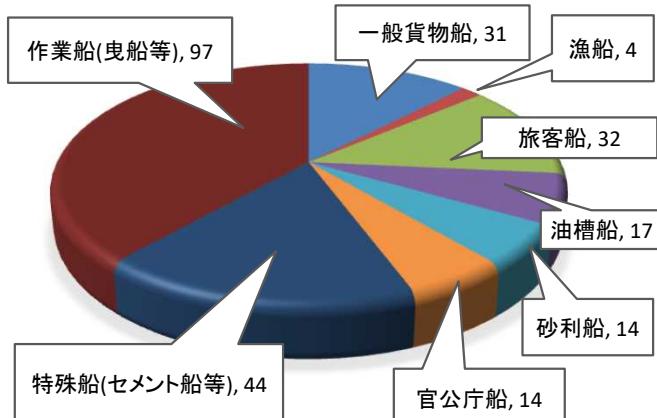
※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

令和5年12月31日現在、福岡県内(市及び町)に船籍港を定める船舶の隻数は253隻、合計トン数は526,787トンである。用途別の隻数は、作業船(曳船等)が97隻と最も多く、次に特殊船(セメント船等)44隻、旅客船32隻、一般貨物船31隻、油槽船17隻、砂利船14隻、官庁船14隻、漁船4隻となっている。

また、トン数階層別の隻数では、100トン以上1000トン未満が159隻と最も多く、次に20トン以上100トン未満55隻、1000トン以上10000トン未満29隻、10000トン以上10隻となっている。

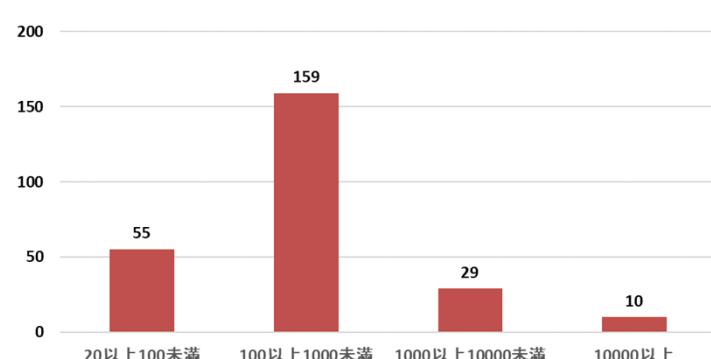
福岡県の特徴として、博多地区は旅客船、若松地区はセメント専用船、門司地区は曳船が多く在籍している。

### 用途別在籍船舶隻数



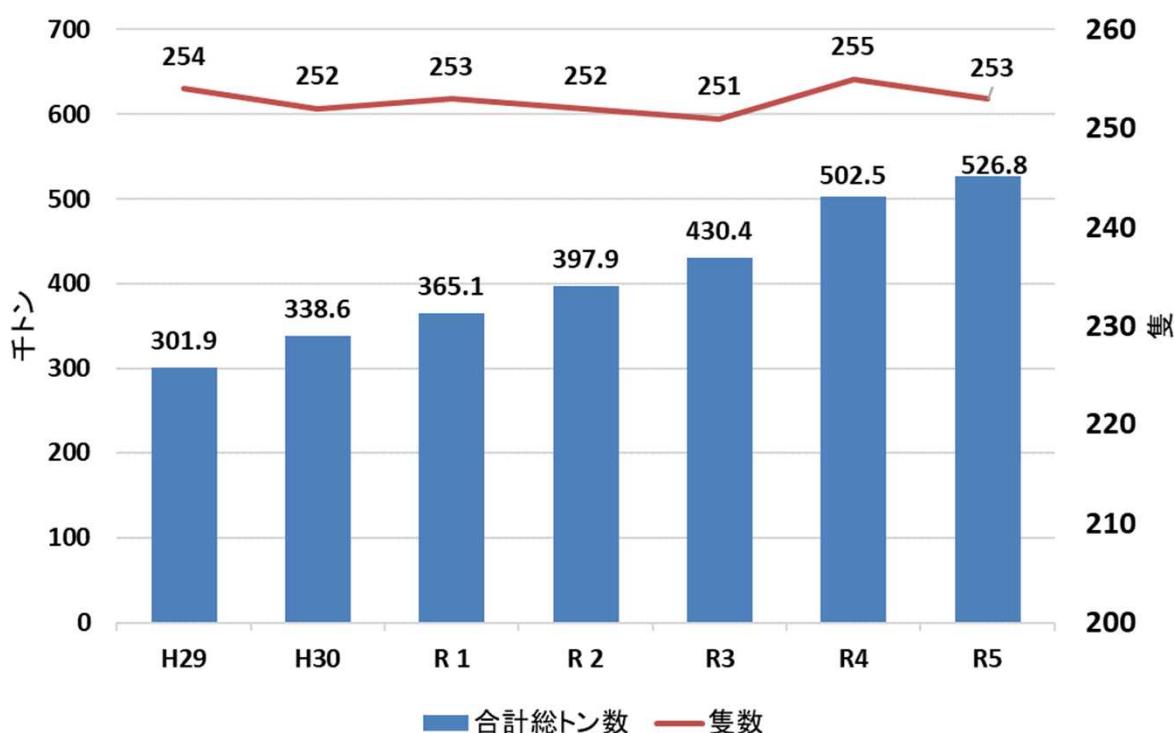
令和5年12月31日現在

### トン数階層別在籍船舶隻数



令和5年12月31日現在

### 在籍船舶の推移



各年12月31日現在

# モーター・ボート競走の概況

船舶担当

福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場、若松競走場の3場があり、直営の場外発売場は10ヶ所である。令和4年度は、前年度までの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による電話投票売上げの驚異的な上昇が少し落ち着いたことと、SG競走の開催がなかったことにより、本場及び場外発売場は昨年度に比べ売上額、利用者数ともに減少した。

各競走場の概要と売上額の推移は下表のとおりである。

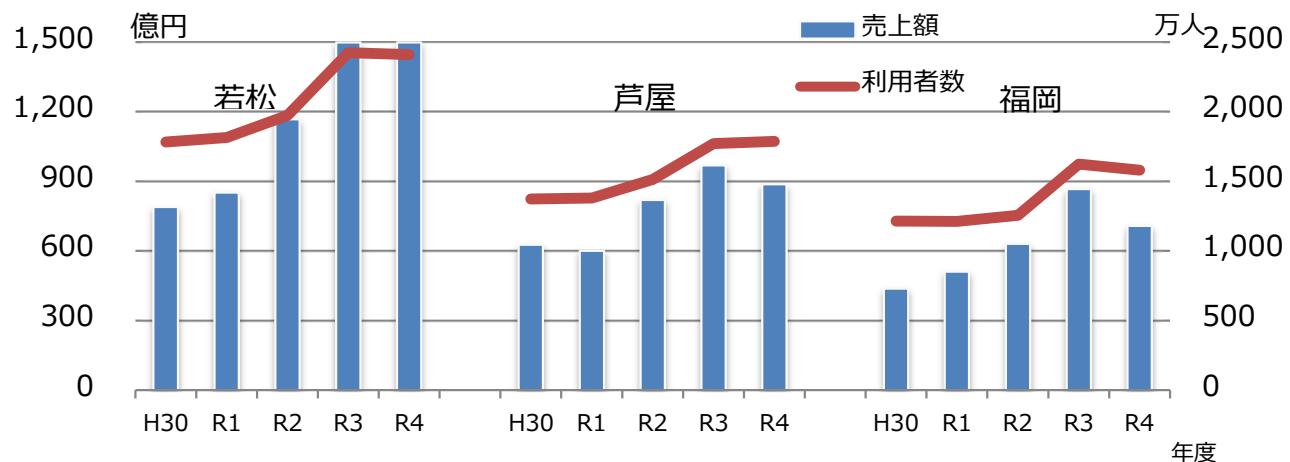
## 1. 競走場の概要

令和5年4月1日現在

競走場名	施行者名	R4年度開催日数	施行者指定年月日	場外発売場
福岡競走場	福岡市	168	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	198	昭和27年10月18日	ポートピア勝山 ポートピア高城 ポートピア金峰 ミニポートピア天文館 ミニポートピア日向 ミニポートピア嘉麻 ミニポートピア宮崎 オラレ日南 ポートレースチケットショップ加治木
若松競走場	北九州市 中間市行橋市競艇組合	172 24	昭和28年10月18日 ※昭和44年4月1日	ミニポートピア北九州メディアドーム

※初回指定年月日で、期限付きで指定を受けている。

## 2. 競走場の売上額及び利用者数の推移



(単位 売上額:百万円、利用者数:千人)

競走場	年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		売上額	利用者数	売上額	利用者数	売上額
若松	売上額	78,888	17,828	85,118	18,147	116,776
	利用者数					24,225
芦屋	売上額	62,617	13,740	59,364	13,806	82,017
	利用者数					17,705
福岡	売上額	43,733	12,137	51,043	12,112	63,075
	利用者数					16,226
県内計	売上額	185,238	43,705	196,145	44,064	261,868
	利用者数					47,424
全国計	売上額	1,372,793	329,950	1,543,492	349,494	2,095,142
	利用者数					378,217

資料:一般社団法人全国モーター・ボート競走施行者協議会

※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売・電話投票・場外発売の各利用者数を加えた数である。

船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

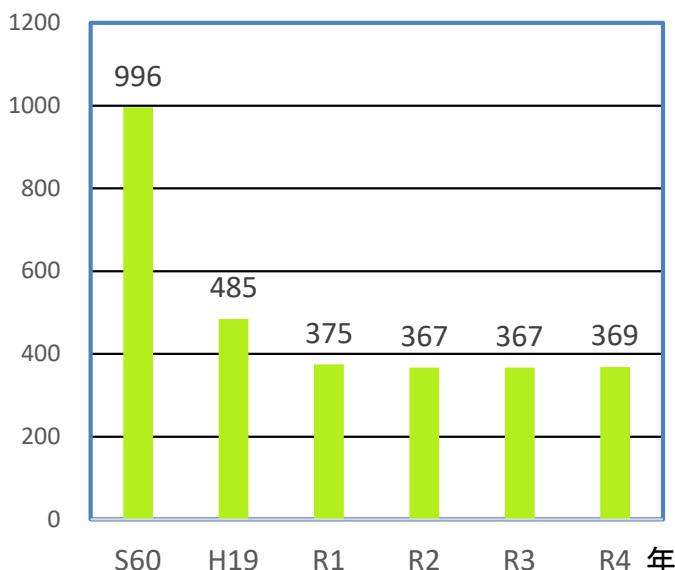
検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

## 船員関係業務の概況

令和4年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は369事業者、船舶数は664隻、船員数は2,840人である。(予備船員は除く)

また、船員の船種別構成については、汽船船員が40.2%、漁船船員が15.7%、その他の船員が44.1%となっている。

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移  
(各年10月1日現在)



2. 福岡県内船員等の推移  
(各年10月1日現在)

	単位:人					
	S60年	H19年	R1年	R2年	R3年	R4年
汽船	2,408	1,456	1,270	1,178	1,187	1,141
漁船	3,958	616	553	434	436	446
その他	1,465	1,137	1,055	1,195	1,214	1,253
計	7,831	3,209	2,878	2,807	2,837	2,840
船舶隻数	1,609	839	680	666	672	664

※ 一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

※ その他とは官庁船、引き船、作業船等をいう

## 3. 福岡県内の船員法に基づく各種資格認定等の推移(証印関係分)

	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
航海当直部員	187	189	136	142	154
タンカー危険物取扱責任者	72	105	99	115	98
RORO旅客船の要件確認	93	19	12	15	27
計	352	313	247	272	279

## 船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- 県内の令和4年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上の休業を要した災害と疾病について集計したものである。
- 実数でみると災害は16人、疾病は66人であった。千人率でみると災害は5.6、疾病は23.2であった。なお、令和4年度は新型コロナ感染報告が多くなったため疾病者数が急増している。

## 1. 災害発生状況の推移

単位:人

	H30		R1		R2		R3		R4		年度
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率	
汽船	14	11.5	10	7.9	14	11.9	10	8.4	9	7.9	
漁船	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	2.2	
その他	2	1.8	6	5.7	6	5.0	5	4.1	6	4.8	
計	16	5.7	16	5.6	21	7.5	15	5.3	16	5.6	

## 2. 疾病発生状況の推移

単位:人

	H30		R1		R2		R3		R4		年度
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率	
汽船	17	14.0	12	9.4	16	13.6	9	7.6	31	27.2	
漁船	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
その他	4	3.6	5	4.7	2	1.7	12	9.9	35	27.9	
計	21	7.5	17	5.9	18	6.4	21	7.4	66	23.2	

## 3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移

単位:人

	H30		R1		R2		R3		R4		年度
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率	
汽船	31	25.6	22	17.3	30	25.5	19	16.0	40	35.1	
漁船	0	0.0	0	0.0	1	2.3	0	0.0	1	2.2	
その他	6	5.4	11	10.4	8	6.7	17	14.0	41	32.7	
計	37	13.2	33	11.5	39	13.9	36	12.7	82	28.9	

※ 千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率

※ 一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

※ その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう

## 船員派遣事業の概況

令和4年10月末日現在における県内の派遣事業許可事業者数は12者である。九州全体の許可事業者数は45者であり、県内の事業者数は九州全体の26%を占めている。

県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、令和4年度は、新規求人件数は増加し、新規求職件数及び成立件数は減少した。

また、県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

## 1. 船員職業紹介実績の推移

	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
求人申込数	567	696	728	829	901
求職申込数	268	313	305	275	249
成立	45	48	60	68	49

## 2. 船員失業保険金支給実績の推移

	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
支給金額(10万円)	107.7	12.4	119.9	176.5	99.4
受給者実数(人)	69	85	79	99	70
支給件数(件)	83	100	92	122	79
年度末受給者数	4	4	7	6	6

## 海技資格及び水先関係業務の概況

### 1. 海技士免許取扱件数の推移

	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
免許	669	601	537	574	513
更新	397	661	698	656	567
再交付	55	91	82	68	84
訂正	28	45	31	50	30
限定解除	88	226	194	214	196

### 2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移

	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
免許	5,510	6,017	8,242	8,304	6,315
更新	9,523	11,652	10,547	10,519	11,901
再交付	1,447	1,886	2,156	2,084	1,944
訂正	54	79	113	138	118

### 3. 水先法航海実歴認定件数の推移

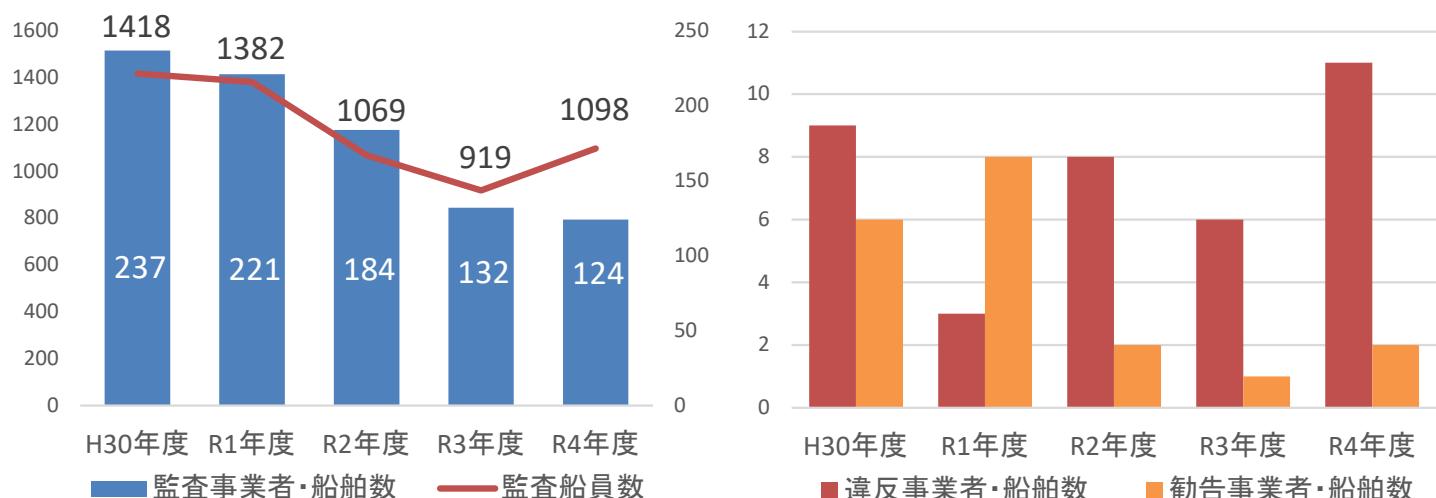
	年度				
	H30	R1	R2	R3	R4
認定件数	31	37	30	33	32

運航労務監理官とは、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

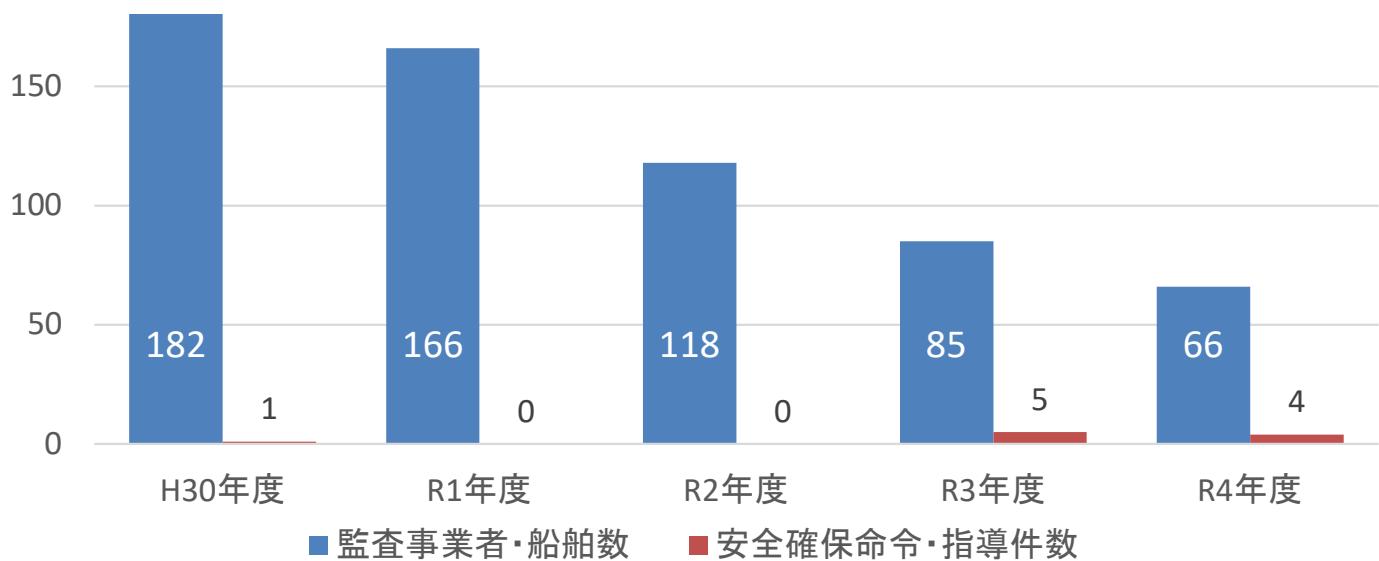
- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法・内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入検査業務

なお、福岡県内では、九州運輸局に12人、福岡運輸支局(門司港庁舎)に2人、若松海事事務所に3人計3ヶ所17人の運航労務監理官が配置されている。

## 1. 船員労務監査(船舶・事業場)の推移



## 2. 運航管理監査(船舶・事業場)の推移



船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国もある。1970年代に増加した、税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く便宜置籍船の船籍国の多くは、前述した責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）の増加の最大の要因となつた。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。

外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として船舶へ訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施している。検査において発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。

福岡県では、九州運輸局（本局）に外国船舶監督官6名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に外国船舶監督官3名が配置されている。

また、若松海事事務所には外国船舶監督官が未配置であるため、運航労務監理官2名が外国船舶監督業務を担当している。

## PSC実施隻数・欠陥隻数の推移

年度

	H30	R1	R2	R3	R4
PSC実施隻数	335	346	166	183	223
欠陥隻数	238	242	81	95	157



船内巡視（救命艇）



船内巡視（消防員装具）

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内に4箇所の事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、また、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

### 自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



### 自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 <b>新規検査</b>	新たに自動車を使用するときに受ける検査(道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安コース</li> <li>計測コース</li> </ul>
 <b>継続検査</b>	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査(同法第62条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安コース</li> </ul>
 <b>構造等変更検査</b>	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査(同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安コース</li> <li>計測コース</li> </ul>
 <b>街頭検査</b>	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査(同法第100条)	—

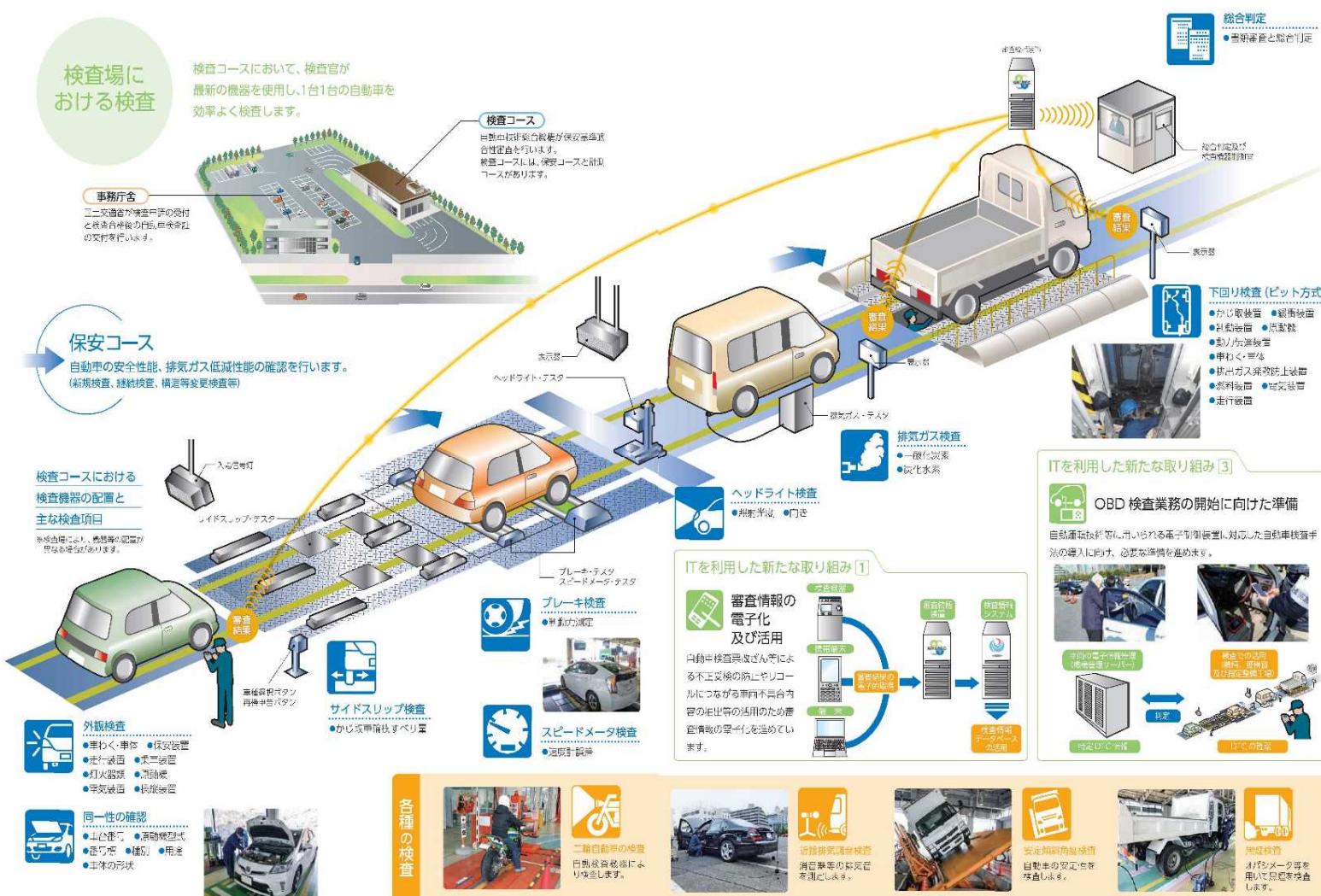
## ■自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担っています

### 自動車検査の流れと業務の分担



### 各事務所車検場での検査



## 街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。  
整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の  
担当官が整備命令の発令等を行います。



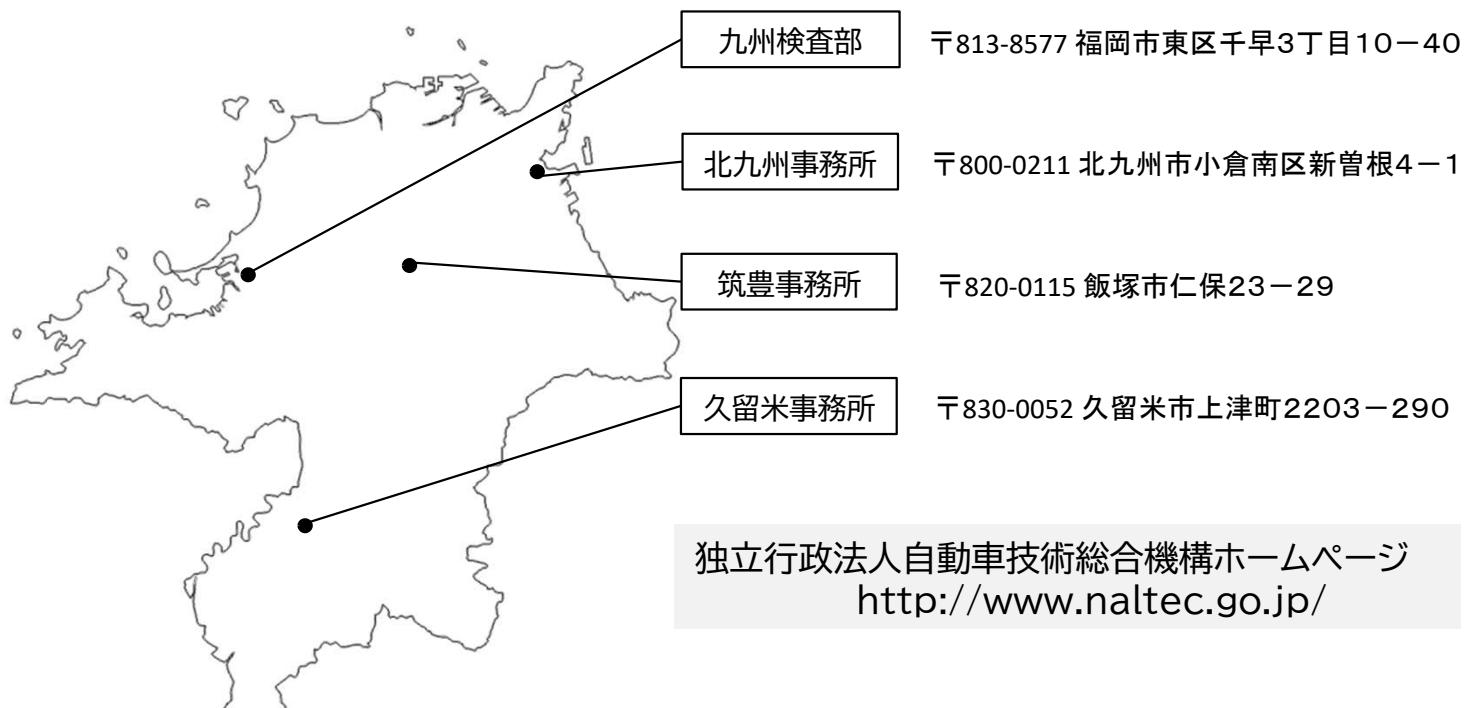
不正改造車の使用等が  
多いと想定される地域での  
特別街頭検査を実施

カスケムワーキャーの会場周辺や「初日の出競走」など、  
不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造  
車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



## 福岡4事務所の位置及び住所

※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と同一場所に所在しています。



# 福岡運輸支局等の沿革

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)  
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。  
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う。  
福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送法監理事務所)  
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。  
各県庁所在地に道路運送監理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)  
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送監理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)  
陸運局分室を廃止し地方自治法付則第4項により、陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)  
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡県陸運事務所を福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所を小倉南区新曽根に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)  
久留米市上津町に久留米支所を開設し、8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)  
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)  
道路運送法等の一部を改正により、陸運事務所・支所は陸運支局・自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)  
嘉穂郡庄内町(現 飯塚市)に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)  
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、国土交通省発足。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)  
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。  
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行した。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)  
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行した。

## 福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

- 昭和18年11月 官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
- 昭和19年6月 博多支局を福岡支局と改称。
- 昭和20年5月 官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
- 昭和20年6月 官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
- 昭和21年2月 福岡飛行場出張所を廃止。
- 昭和21年6月 官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。  
福岡支局博多港駅出張所を廃止。
- 昭和22年4月 官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
- 昭和23年5月 官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
- 昭和24年1月 官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
- 昭和24年6月 運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
- 昭和26年6月 厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
- 昭和27年8月 運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
- 昭和31年1月 福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
- 昭和39年6月 船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
- 昭和41年4月 福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
- 昭和46年4月 厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
- 昭和59年7月 運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」と改称。
- 平成9年4月 外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
- 平成13年1月 中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
- 平成14年7月 地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
- 平成15年4月 三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
- 平成16年3月 福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
- 平成18年7月 「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
- 平成18年8月 支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

## 若松海事事務所の沿革

- 昭和10年9月 熊本通信局海事部若松出張所が開設された。
- 昭和16年2月 官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管された。
- 昭和18年11月 官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となつた。
- 昭和20年2月 門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称された。
- 昭和20年6月 官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
- 昭和20年11月 九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となつた。
- 昭和21年6月 若松支局に昇格した。
- 昭和23年5月 官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管された。
- 昭和23年12月 船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
- 昭和24年1月 官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管された。
- 昭和24年4月 八幡市、戸畠市にそれぞれ分室が設置された。
- 昭和24年6月 八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)した。
- 昭和26年6月 八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となつた。
- 昭和27年8月 運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管された。  
また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称した。
- 昭和31年1月 戸畠分室が出張所に昇格した。
- 昭和37年1月 戸畠新港分室が設置された。
- 昭和39年6月 船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置された。
- 昭和46年4月 運輸省設置法の一部改正により、戸畠・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畠新港分室が廃止された。
- 昭和59年7月 運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州運輸局若松海運支局と改称された。
- 平成13年1月 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となつた。
- 平成14年7月 國土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となつた。
- 平成18年7月 運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

# 福岡運輸支局等の主な業務内容

## 福岡運輸支局(本庁舎)

### 企画調整部門

運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。

地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。

### 総務企画部門

総務、人事、会計に関すること。

倉庫業に関すること。

防災・危機管理に関すること。

### 輸送部門

自動車運送事業に関すること。

### 監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

### 検査整備保安部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール対策、街頭検査に関すること。

### 登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

## 福岡運輸支局(門司港庁舎)

### 運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。

倉庫業に関すること。

### 船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。

造船及び舶用工業に関すること。

モーター・ボート競走に関すること。

### 船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。  
航行報告、水先に関すること。

### 運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

### 船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

### 外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

## 北九州、久留米、筑豊 自動車検査登録事務所

自動車の検査・登録事務に関すること。

## 若松海事事務所

### 監理・運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。

倉庫業に関すること。

船舶の登録、測度及び検査に関すること。

造船及び舶用工業に関すること。

モーター・ボート競走に関すること。

### 船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。  
航行報告、水先に関すること。

### 運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

外国船舶監督のうち船員に関すること。

# 管轄区域

## 福岡運輸支局(本庁舎)

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡 長崎県のうち、対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

## 福岡運輸支局(門司港庁舎)

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

## 北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

## 久留米自動車検査登録事務所

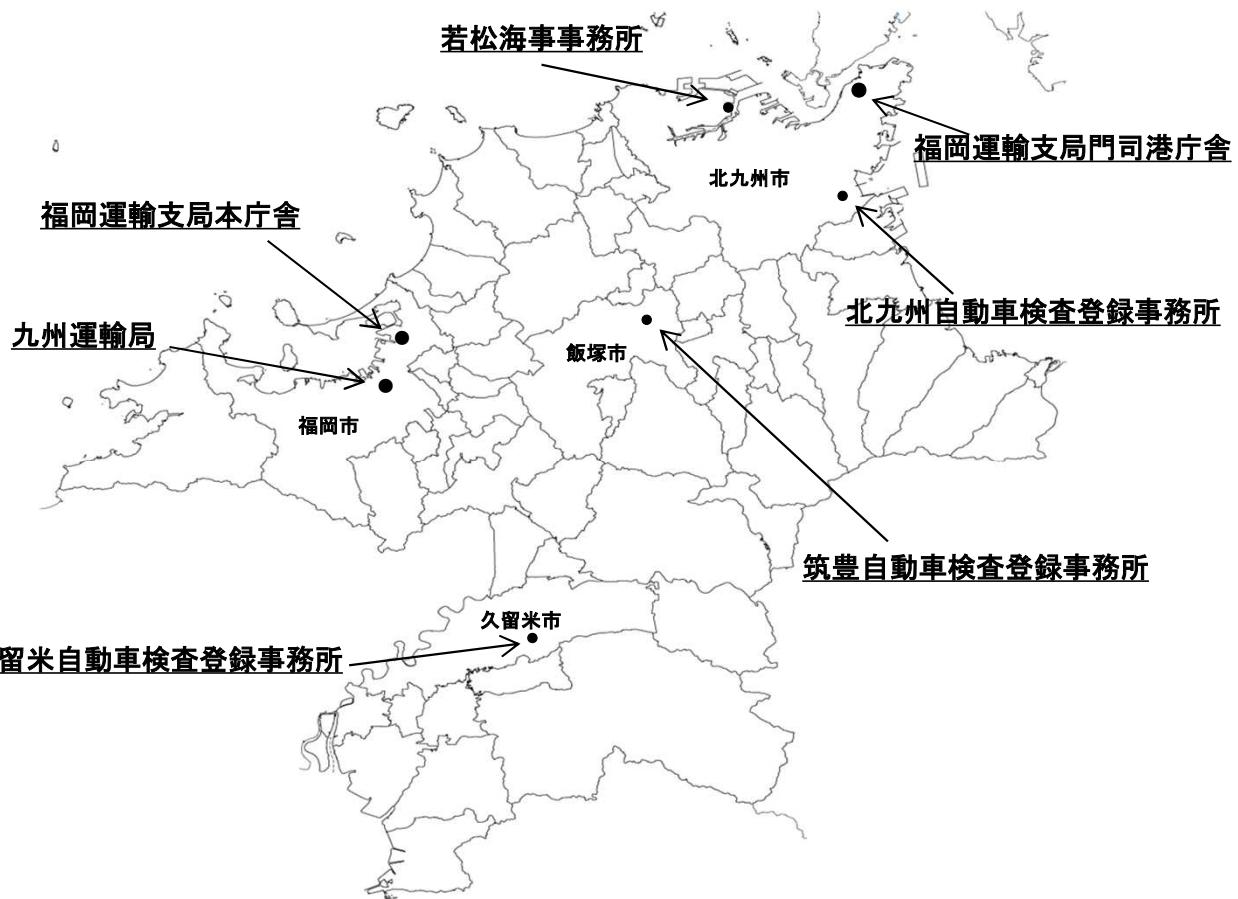
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
-------------------	--

## 筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

## 若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畠区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畠区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



#### 九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号  
 電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191  
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196  
 登録・検査センター 050(5540)2078

#### 九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階  
 電 話 代表 093(322)2700

#### 九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曽根4番1号  
 電 話 登録・検査センター 050(5540)2079

#### 九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号  
 電 話 登録・検査センター 050(5540)2080

#### 九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290  
 電 話 登録・検査センター 050(5540)2081

#### 九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎  
 電 話 代表 093(751)8111